

第 2 期
八千代市子ども・子育て支援事業計画
(案)

令和〇年〇月
八 千 代 市

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 八千代市の状況	6
2 アンケート調査結果からみえる現状	17
3 第 2 期計画策定に向けた課題	32
第 3 章 計画の基本理念と基本目標	35
1 基本理念	36
2 基本目標	37
3 施策の体系	38
4 教育・保育等の提供区域の設定	39
第 4 章 施策の展開	41
事業一覧	42
基本目標 I 子どもを育む質の高い教育・保育の環境を整えます	45
施策の方向（1）教育・保育施設等の整備.....	45
施策の方向（2）公立保育園の効果的な活用.....	55
施策の方向（3）教育・保育の質の向上.....	55
施策の方向（4）子どもが豊かに育つ教育の充実.....	56
施策の方向（5）学校生活における相談支援.....	57

基本目標Ⅱ 安心して子どもを生み、子育てできる環境を整えます。	58
施策の方向（１）地域子ども・子育て支援事業の充実.	58
施策の方向（２）母子の健康づくりの推進.	70
施策の方向（３）子育ての情報提供の充実.	71
施策の方向（４）子どもの遊び場などの居場所づくり.	72
施策の方向（５）子ども医療の継続.	74
施策の方向（６）子育て相談支援と交流事業の充実.	75
施策の方向（７）子育て家庭の経済的負担の軽減.	76
基本目標Ⅲ さまざまな子どもや家庭への支援を充実します。	77
施策の方向（１）障害のある子どもとその家庭への支援.	77
施策の方向（２）ひとり親家庭への支援.	79
施策の方向（３）生活困窮家庭への支援.	79
施策の方向（４）児童虐待の早期発見から再発防止.	80
施策の方向（５）外国籍の子どもや親への支援.	81

第5章 計画の推進 83

1 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項	84
2 計画の進捗管理と推進体制	85

資料編 87

1 策定経過	88
2 八千代市子ども・子育て会議委員名簿	89
3 地区別人口推計結果	90
4 用語解説	94



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨



我が国の急速な少子・高齢化や核家族化の進展、児童虐待の顕在化、子どもへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しているなか、本市では、平成27年度に令和元年度を終期とする『八千代市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、待機児童対策をはじめとした子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

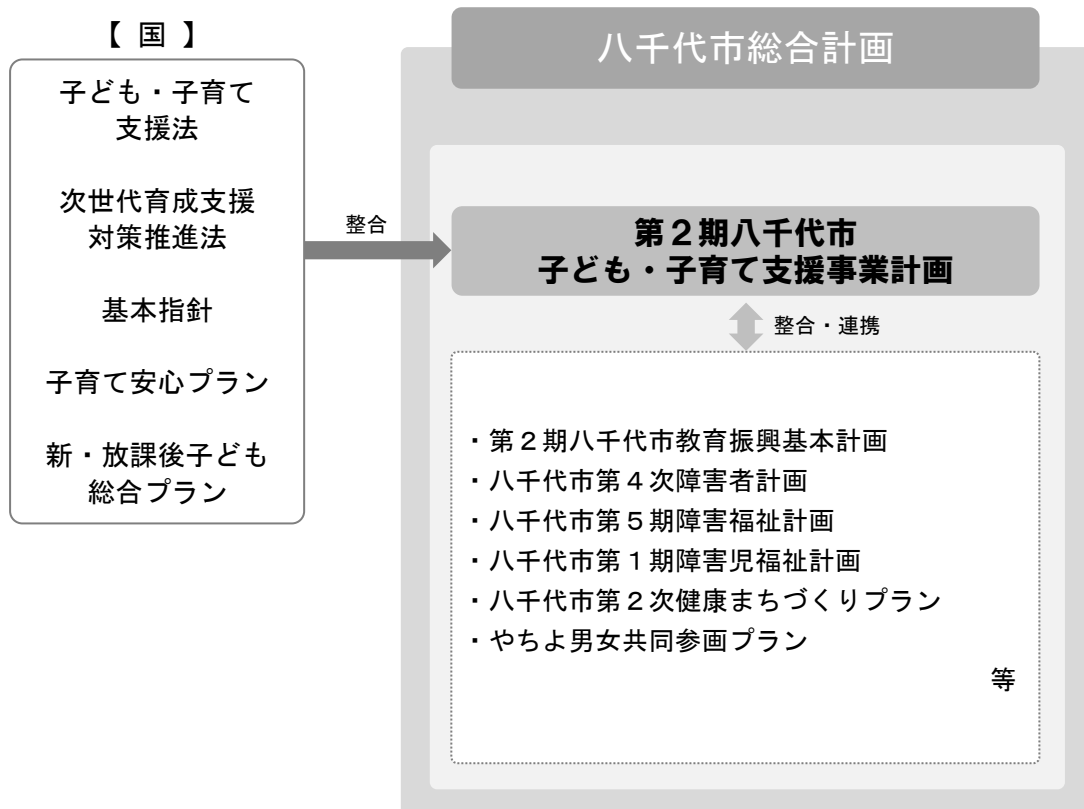
しかしながら、女性就業率の上昇や、それに伴う保育ニーズの増加などを要因に、依然として待機児童が生じており、平成29年6月に国が公表した『子育て安心プラン』においては、令和2年度末までに女性の就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとされ、また、平成30年9月には、国が策定した『新・放課後子ども総合プラン』において、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができるよう、学童保育事業と放課後子ども教室の両事業を計画的に推進していくこととされました。

こうした状況を踏まえるとともに、当該計画が終期を迎えることから、本市では、子どもを産み、子育てする喜びが実感できるまちを実現し、子育て・子育てを地域全体で支援していくことを目指して、第2期目の『八千代市子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定による「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、同法に基づき、国が定める基本指針等に即し、保育サービスや各種の子育て支援事業等の推進について定めるとともに、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」と一体的に策定するものです。

また、本計画は、八千代市総合計画を上位計画として、児童福祉に関連する分野の部門別計画として位置づけ、関連計画等とも整合・連携を図ります。



3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

また、必要に応じて、中間年にあたる令和4年度に計画の見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画				
		計画の見直し		



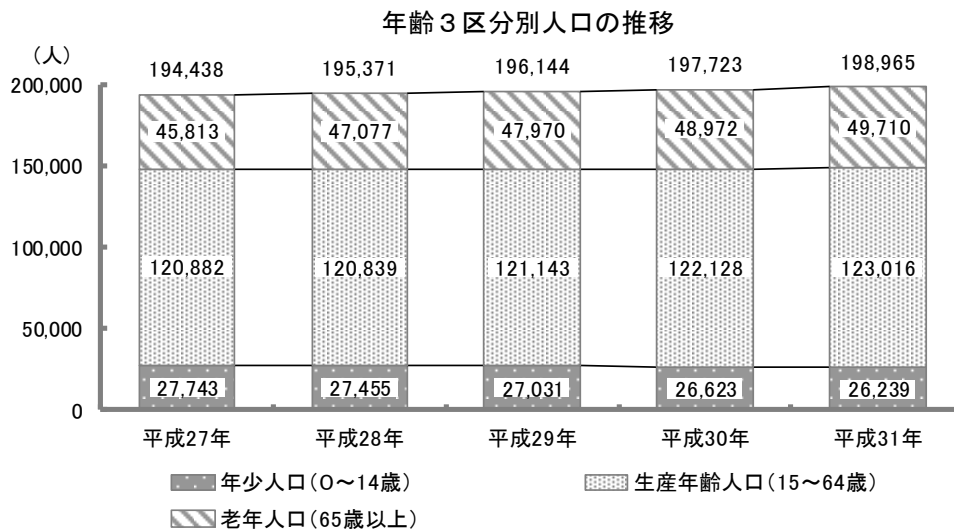
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 八千代市の状況

(1) 人口の状況

《年齢3区分別人口の推移》

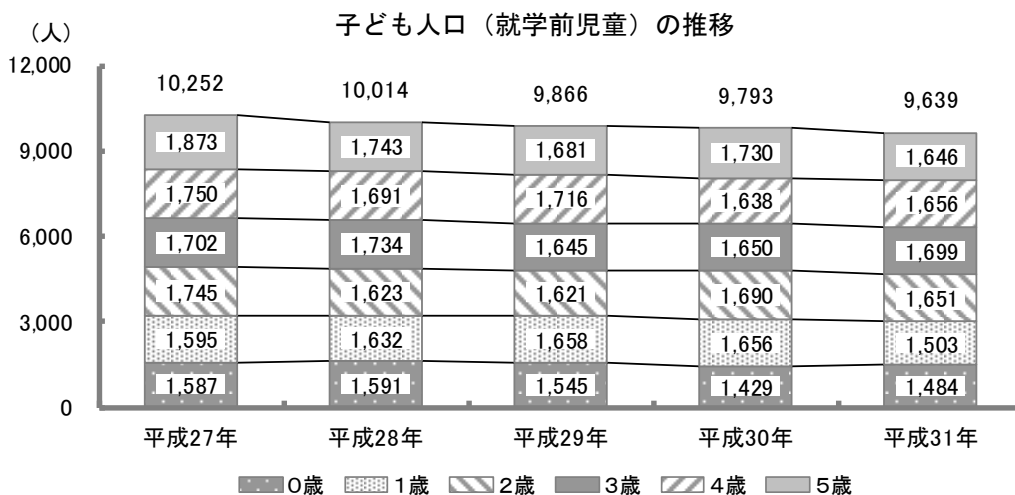
本市の人口推移をみると、総人口は年々増加し、平成31年で198,965人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

《年齢別就学前児童数の推移》

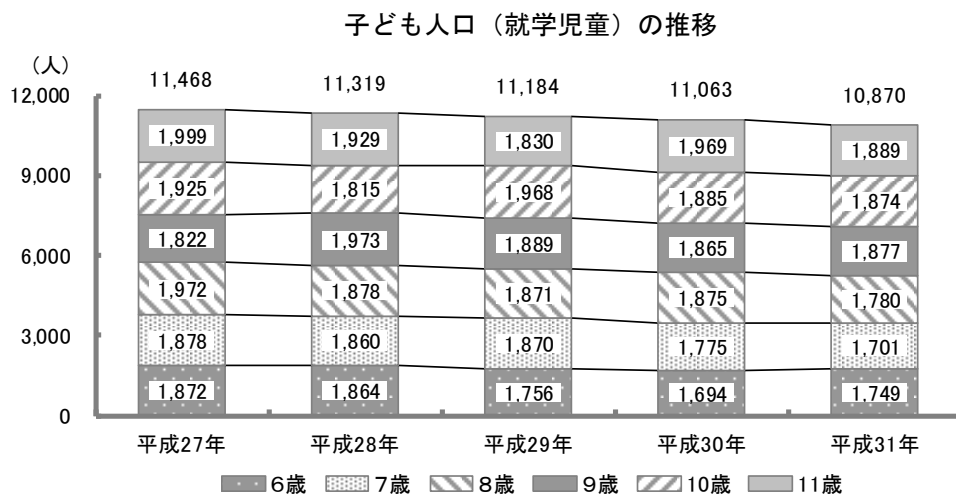
本市の0歳から5歳の子ども人口は、平成27年以降減少しており、平成31年3月31日現在で9,639人となっています。特に5歳では、平成27年以降、減少傾向にあり、減少の幅も大きくなっています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

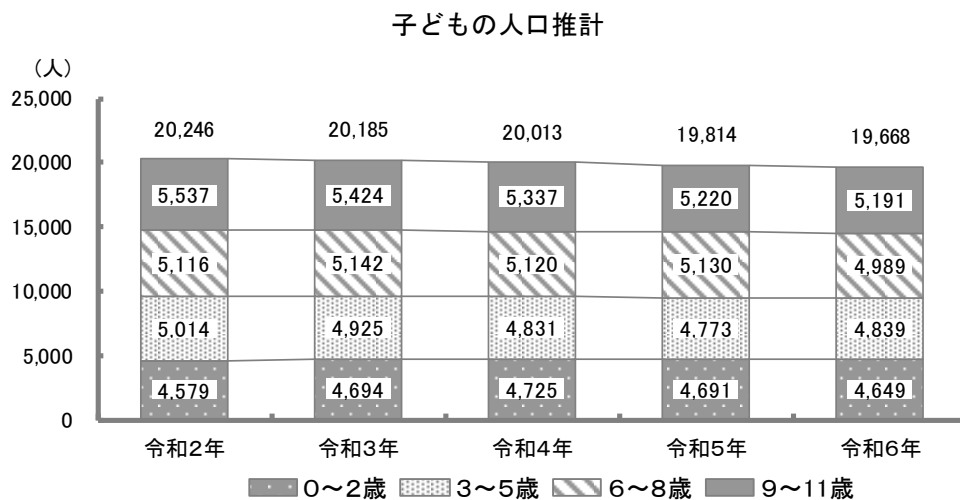
《年齢別就学児童数の推移》

本市の6歳から11歳の子ども人口は、平成27年以降減少しており、平成31年3月31日現在で10,870人となっています。また、7～8歳で減少率が高くなっています。



《子どもの人口推計》

平成27年から平成31年までの各年3月31日現在の住民基本台帳の人口を基に、本市の0歳から11歳までの子どもの人口をコーホート変化率法により推計したところ、本市の0歳から11歳までの子どもの人口は、徐々に減少していくことが見込まれます。



単位：人

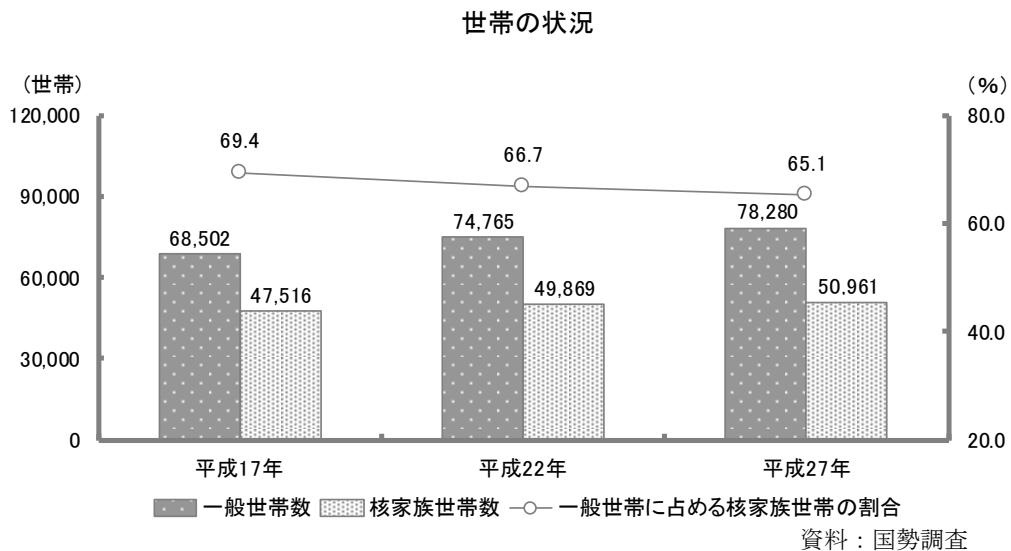
年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	1,509	1,512	1,512	1,500	1,480
1歳	1,556	1,599	1,594	1,586	1,572
2歳	1,514	1,583	1,619	1,605	1,597
3歳	1,664	1,542	1,604	1,631	1,617
4歳	1,692	1,673	1,544	1,597	1,624
5歳	1,658	1,710	1,683	1,545	1,598
6歳	1,655	1,685	1,729	1,692	1,553
7歳	1,755	1,678	1,699	1,734	1,697
8歳	1,706	1,779	1,692	1,704	1,739
9歳	1,782	1,726	1,790	1,693	1,706
10歳	1,875	1,798	1,734	1,788	1,692
11歳	1,880	1,900	1,813	1,739	1,793

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

(2) 世帯の状況 ●●●●●●●●

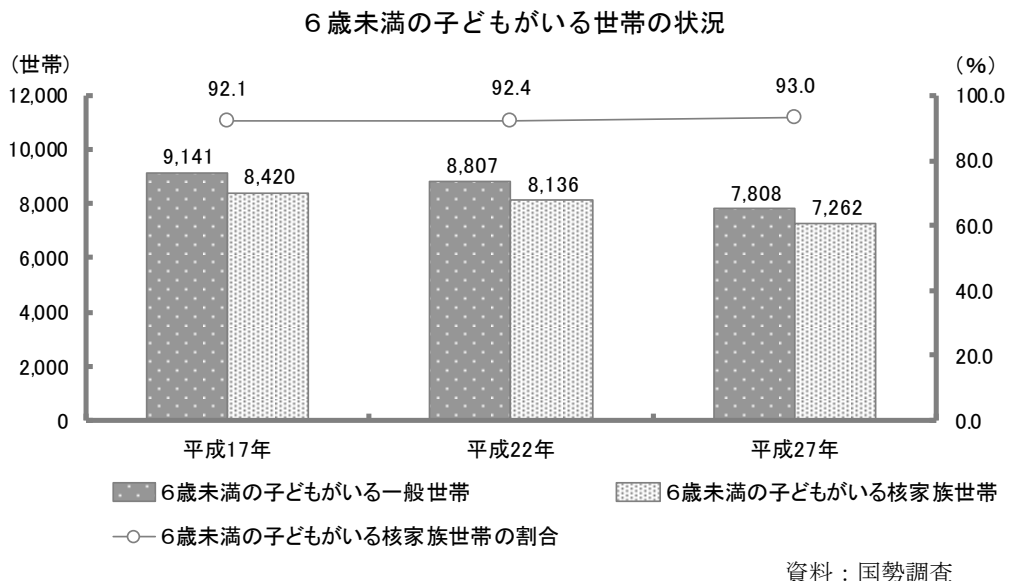
《一般世帯・核家族世帯の状況》

本市の核家族世帯数は微増傾向にあり、平成 27 年で 50,961 世帯となっています。一方、一般世帯に占める核家族世帯の割合は年々減少しています。



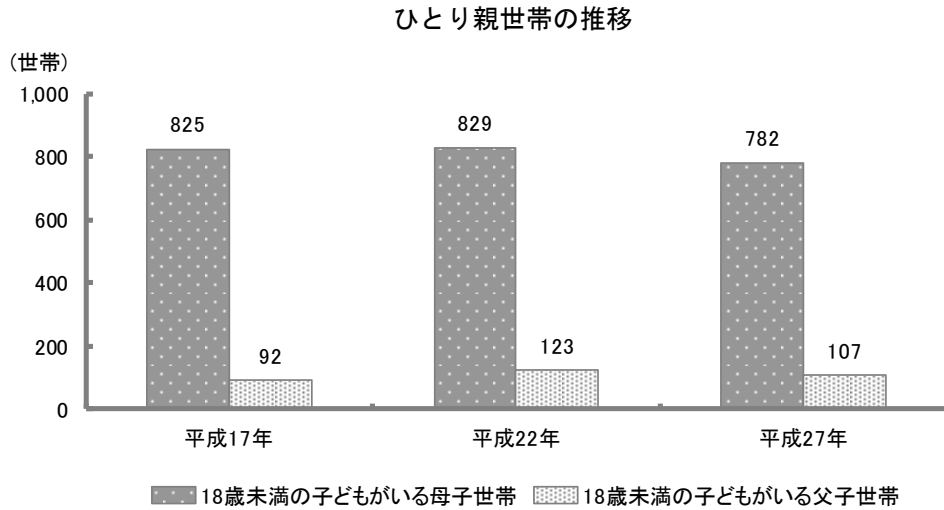
《6歳未満の子どもがいる世帯の状況》

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数、核家族世帯数は年々減少しており、平成 27 年でそれぞれ 7,808 世帯、7,262 世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は9割でほぼ横ばいとなっています。



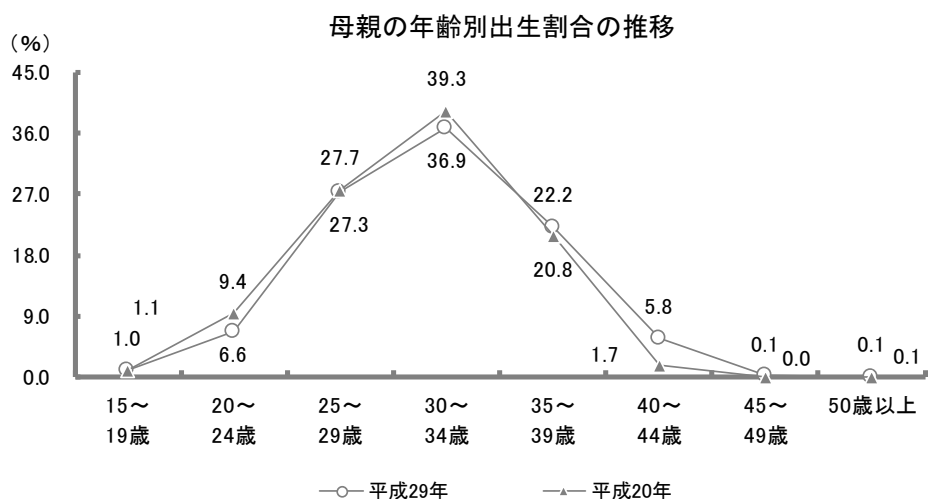
《ひとり親世帯の推移》

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は、年々減少傾向にあり、平成27年で782世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯数は100世帯程度で推移しています。



《母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移》

本市の母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で35～44歳の割合が増加しており、晩産化の進行をうかがうことができます。

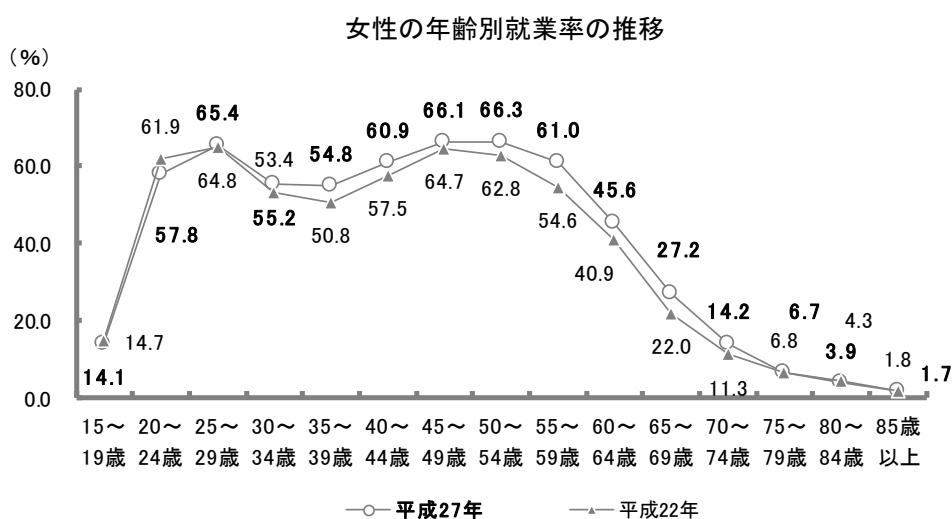


資料：千葉県衛生統計年報

(4) 就業の状況 ●●●●●●●●

《女性の年齢別就業率の推移》

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に減少し、再び増加するM字カーブを描いています。減少の大きい30～44歳の労働力率は、平成22年から平成27年にかけて上昇しており、M字カーブは緩やかになっています。

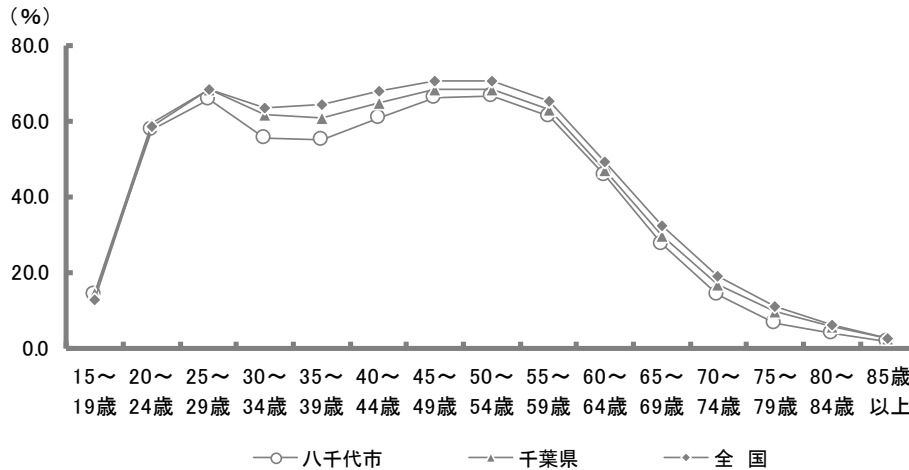


資料：国勢調査

《女性の年齢別就業率（国・県比較）》

本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、各年代で全国、県に比べ低く、特に30歳代で差がみられます。

女性の年齢別就業率（国・県比較）



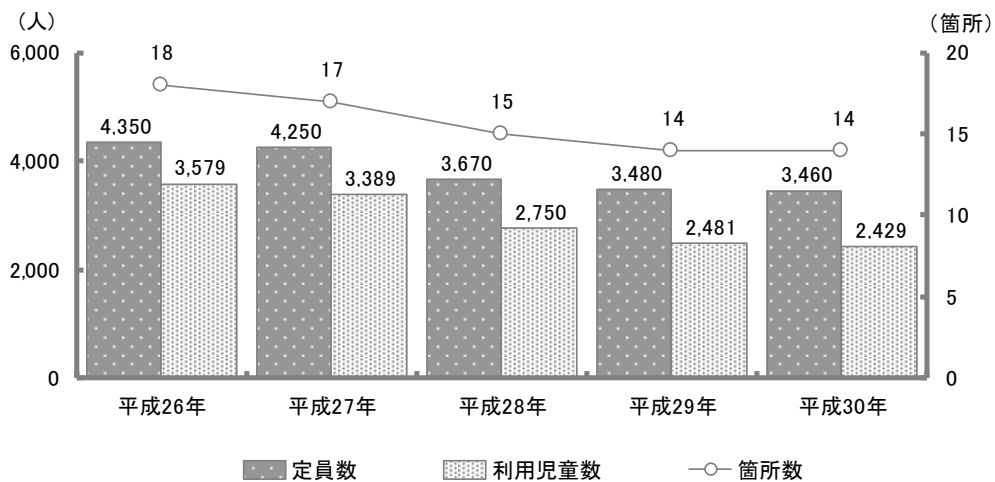
資料：国勢調査（平成27年）

（5）教育・保育サービス等の状況

《幼稚園の状況》

本市の幼稚園の状況をみると、認定こども園への移行に伴い、定員数・利用児童数・箇所数は減少傾向にあり、利用児童数は平成30年で2,429人となっています。

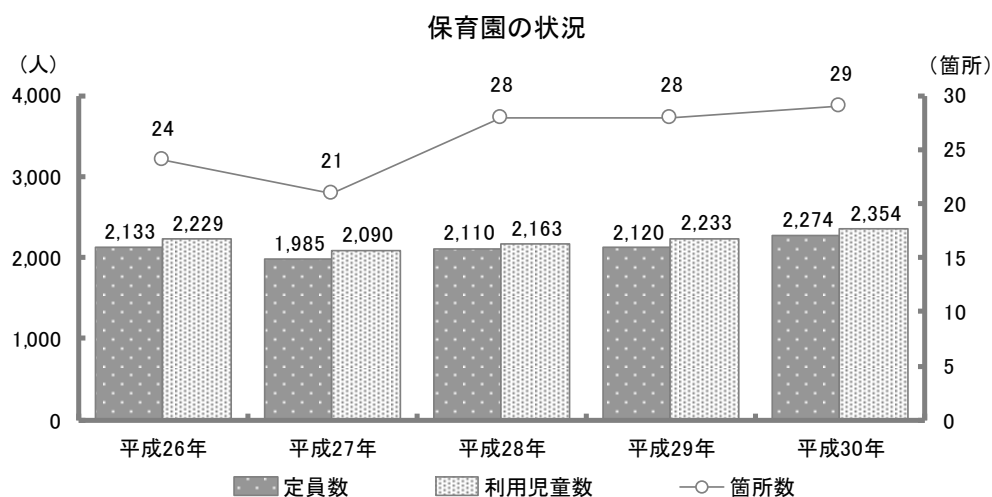
幼稚園の状況



資料：子ども保育課

《保育園の状況》

本市の保育園の状況をみると、定員数・利用児童数・箇所数ともに徐々に増加傾向にあり、利用児童数は平成26年以降毎年定員数を上回っています。



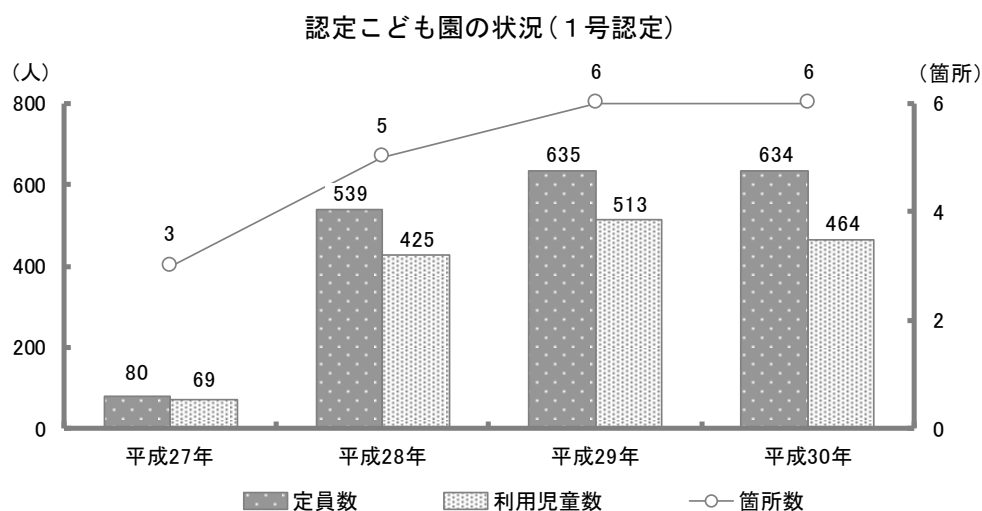
資料：子ども保育課

※保育園の状況には、小規模保育事業所を含んでいます。

《認定こども園の状況》

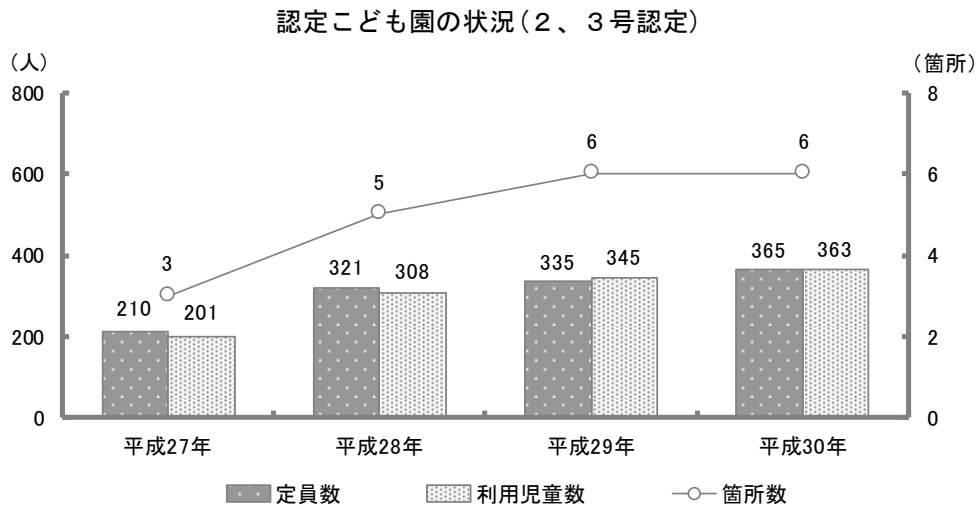
本市の認定こども園の状況をみると、定員数・利用児童数・箇所数ともに年々増加していましたが、平成30年度では減少しています。

支給認定区分の1号認定では、平成30年で定員数634人に対し、利用児童数は464人となっています。



資料：子ども保育課

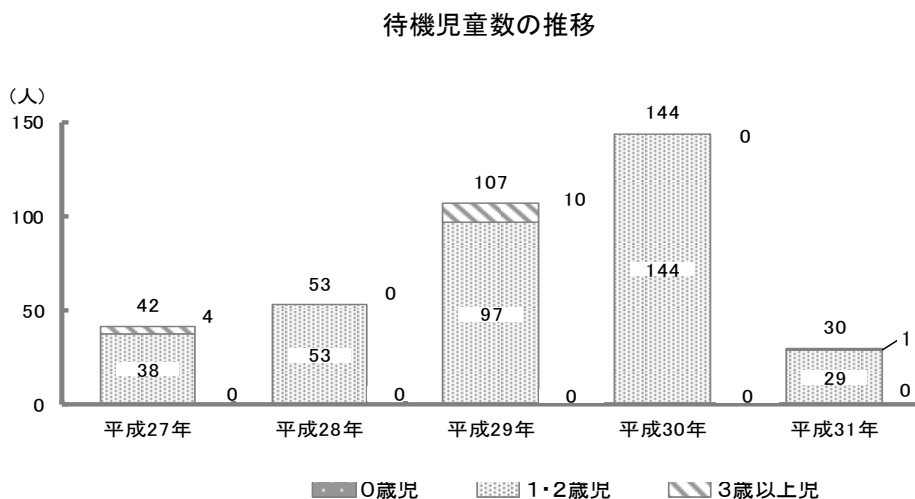
2号認定、3号認定では、定員数・利用児童数・箇所数ともに年々増加し、利用児童数は平成30年で363人となっています。



資料：子ども保育課

《待機児童数の推移》

本市の待機児童数の推移をみると、待機児童は年々増加していましたが、平成31年で大幅に減少し、30人となっています。待機児童の内訳としては、1・2歳児に多く生じています。

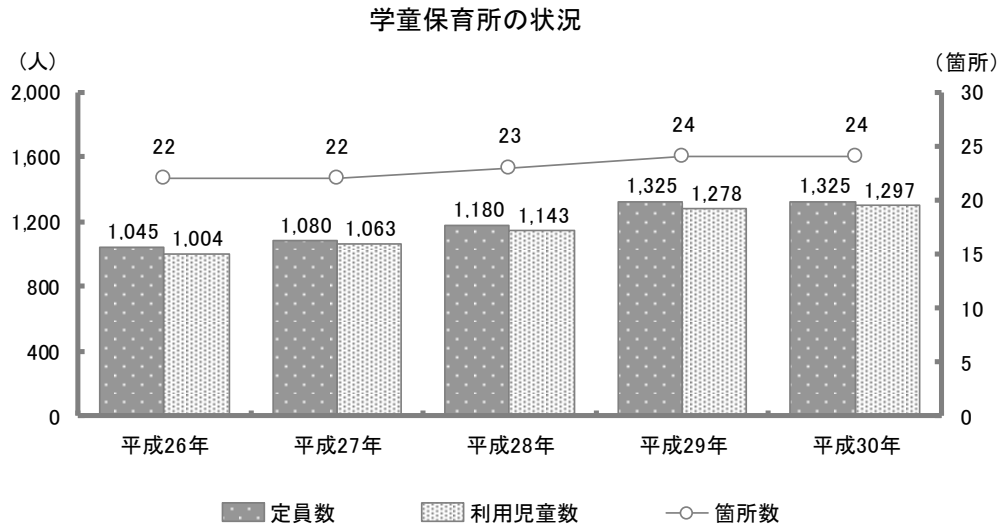


資料：子ども保育課

(6) 学童保育所の状況

《学童保育所の状況》

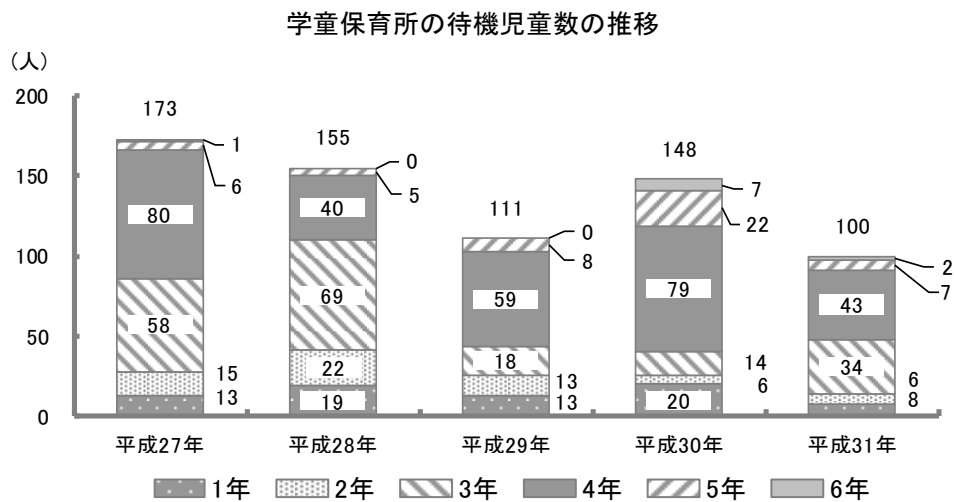
本市における学童保育所の定員数・箇所数は年々増加しています。利用児童数についても年々増加しており、平成30年で1,297人となっています。



資料：子育て支援課

《学童保育所における待機児童の状況》

本市の学童保育所における待機児童数の推移をみると、待機児童数は、減少傾向にあり、平成31年には、100人まで減少しています。待機児童の内訳としては、3年生と4年生に多く生じています。



資料：子育て支援課

2 アンケート調査結果からみえる現状

本計画の策定にあたっての基礎資料を得るため、平成30年度にアンケート調査を行いました。調査の概要は、88ページの策定経過に記載してあります。

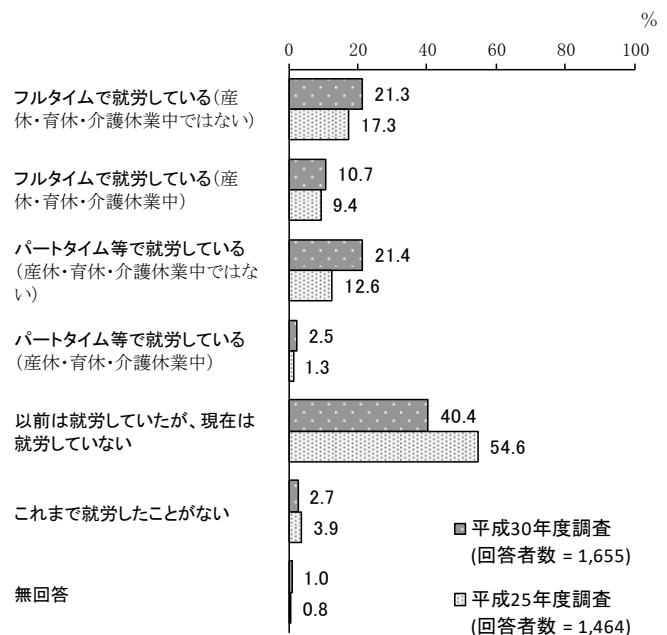
(1) 子どもと家族の状況について

《母親の就労状況》

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が40.4%と最も高くなっています。「フルタイムで就労している」の割合と「パート・アルバイト等で就労している」の割合を合わせると55.9%となっており、過半数以上の方が就労しています。

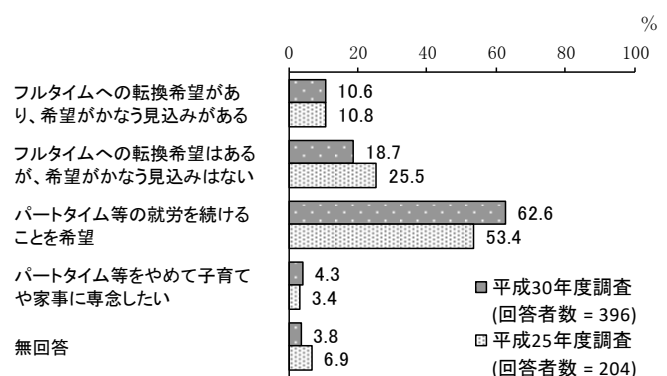
平成25年度調査と比較すると、「パートタイム等で就労している（産休・育休・介護休業中ではない）」の割合が増加しています。

一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



《パートタイム等で就労している母親の今後のフルタイムへの転換希望》

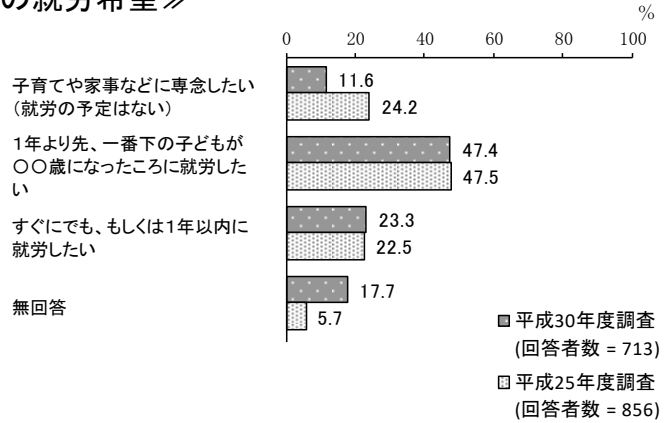
「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が62.6%と最も高く、平成25年度調査と比較すると、「パートタイム等の就労を続けることを希望」の割合が増加しています。



《現在、就労していない母親の今後の就労希望》

現在、就労していない人のうち、約70%の人が今後就労の希望があります。

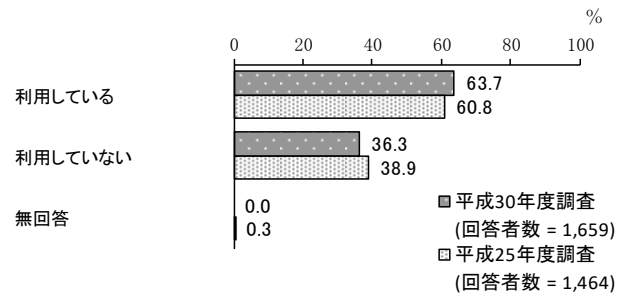
また、平成25年度調査と比較すると、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が減少しています。



(2) 幼稚園や保育園等の利用状況について

《幼稚園や保育園等の利用の有無》

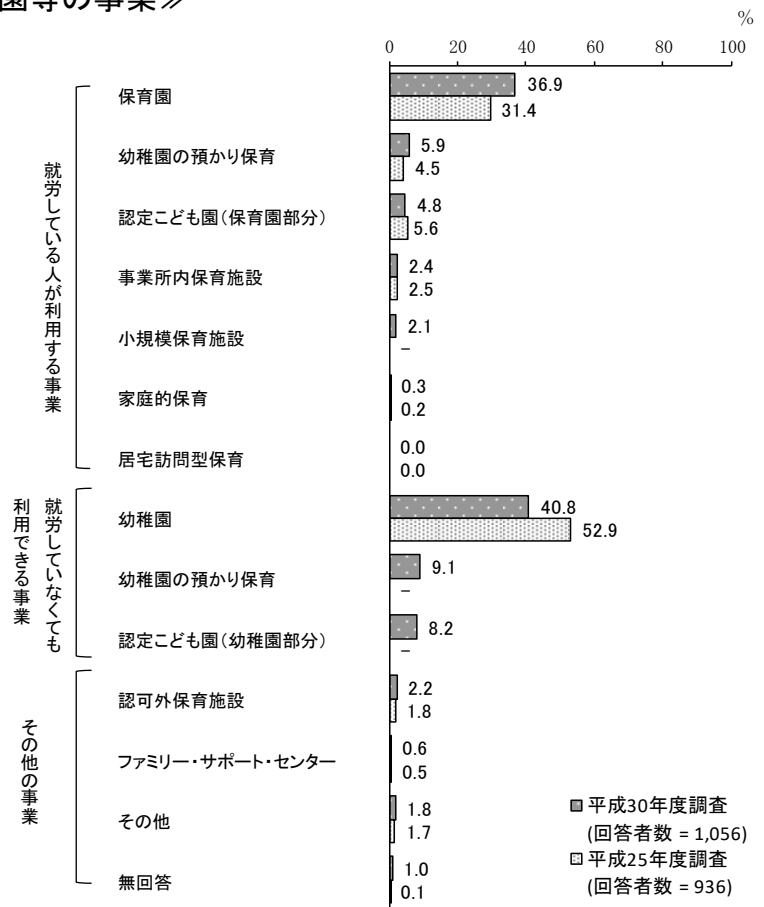
平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増え、「利用していない」の割合が減っています。



《利用している幼稚園や保育園等の事業》

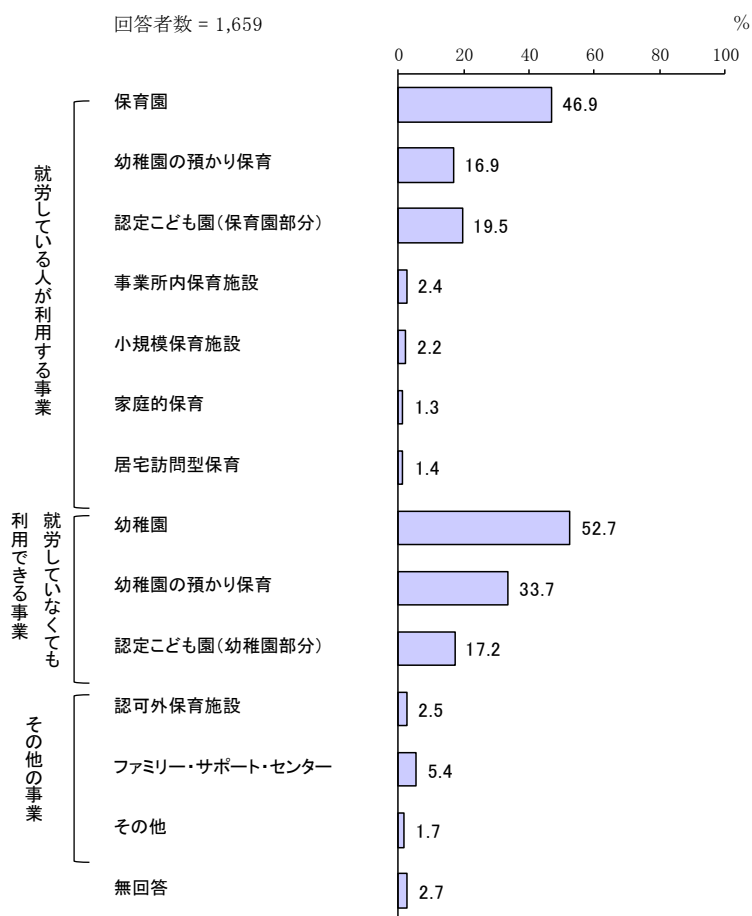
「幼稚園」の割合が40.8%と最も高く、次いで「保育園」の割合が36.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、全体に占める「保育園」の割合が増加しています。また、認定こども園（幼稚園部分と保育園部分含む）の割合が13%で、平成25年度の5.6%より増加しています。



《無償化された場合に利用したい幼稚園や保育園等の事業》

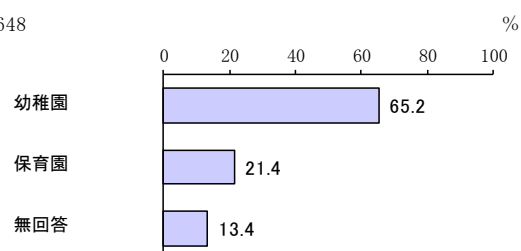
「幼稚園」の割合が52.7%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が33.7%、「保育園」の割合が46.9%となっています。



《保育園と同じ時間、幼稚園に預けられるとした場合、どちらに預けたいか》

「幼稚園」の割合が65.2%と最も高く、「保育園」の割合が21.4%となっています。

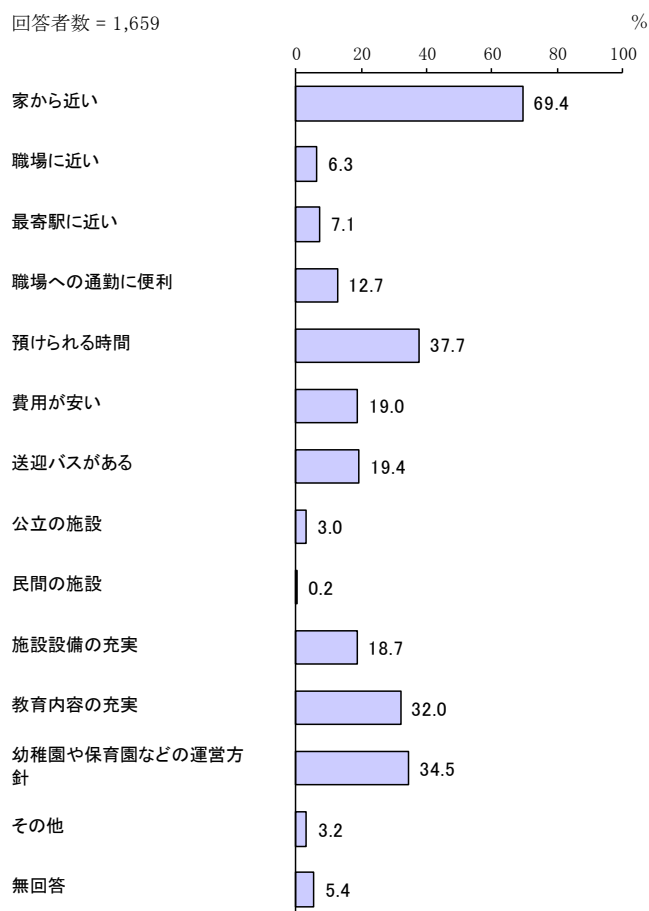
回答者数 = 1,648



《利用する事業を選ぶときに重視する点》

「家から近い」の割合が69.4%と最も高く、次いで「預けられる時間」の割合が37.7%、「幼稚園や保育園の運営方針」の割合が34.5%となっています。

回答者数 = 1,659

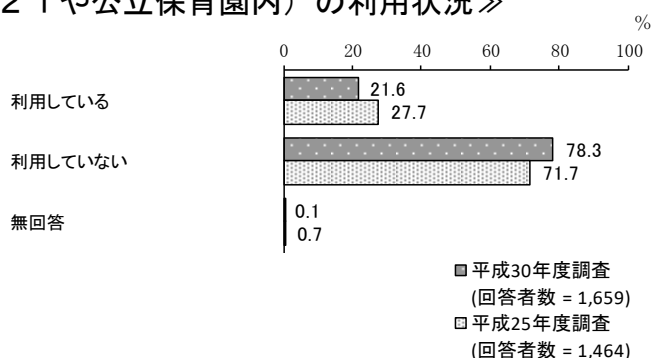


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

《地域子育て支援拠点事業（すてっぷ2 1 や公立保育園内）の利用状況》

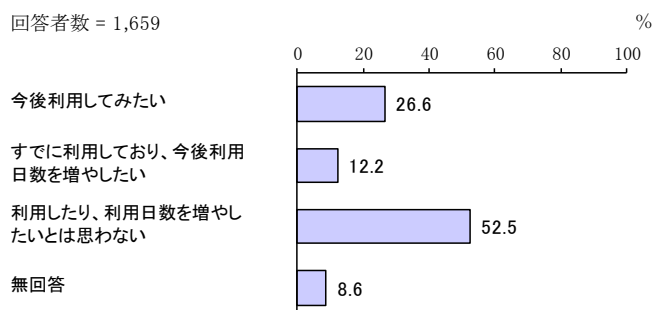
「利用している」の割合が21.6%、「利用していない」の割合が78.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が減少しています。



《今後の利用希望》

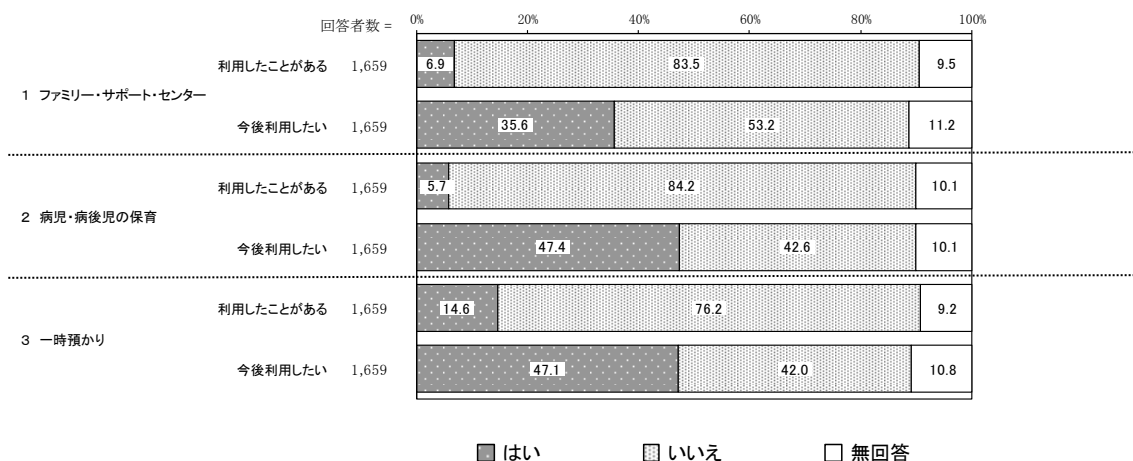
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が52.5%と最も高く、次いで「今後利用してみたい」の割合が26.6%、「すでに利用しており、今後利用日数を増やしたい」の割合が12.2%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が8.6%となっています。



(4) 一時預かり事業等の利用状況について

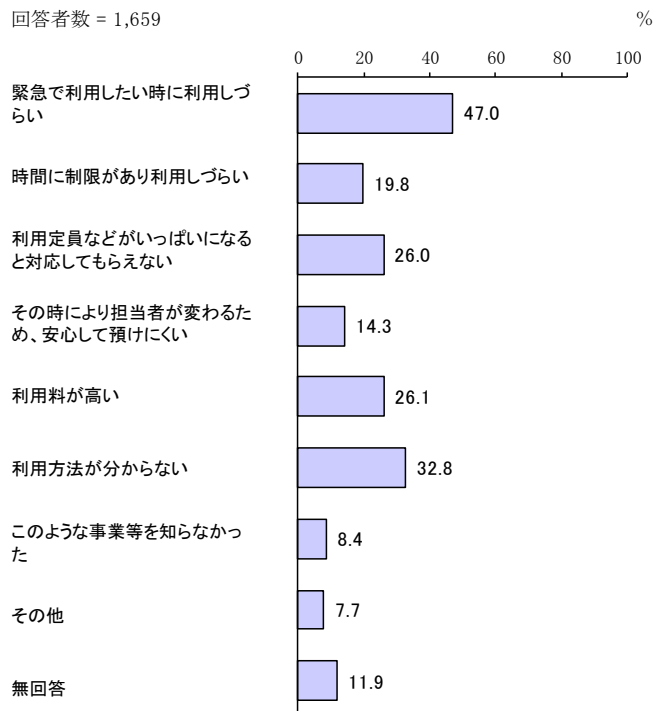
《事業の利用の有無と今後の利用意向》

『ファミリー・サポート・センター』『病児・病後児の保育』『一時預かり』のいずれの事業も、「利用したことがある」と比べ、「今後利用したい」と考えている人の割合が増えています。



《一時預かりなどの事業について、問題と思うこと》

「緊急で利用したい時に利用しづらい」の割合が47.0%と最も高くなっています。次いで「利用方法が分からない」の割合が32.8%となっています。

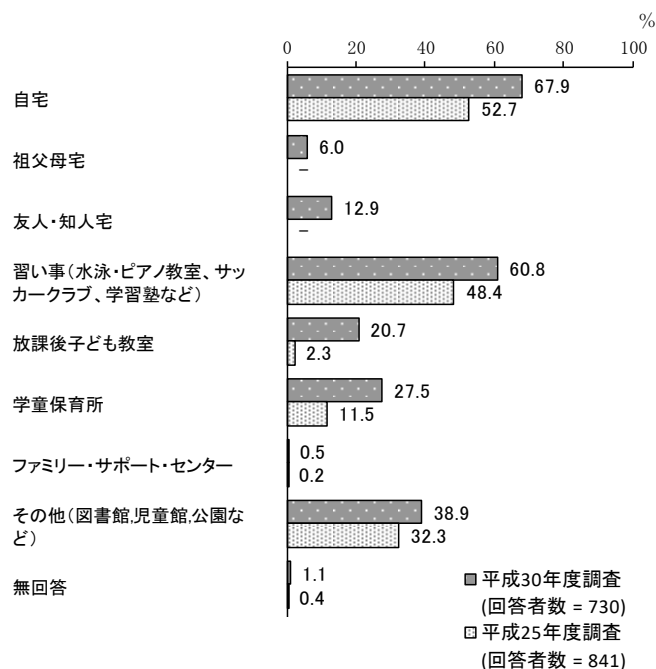


(5) 小学校就学後の過ごし方について

《小学校低学年（1～3年生）の放課後に過ごさせたい場所》

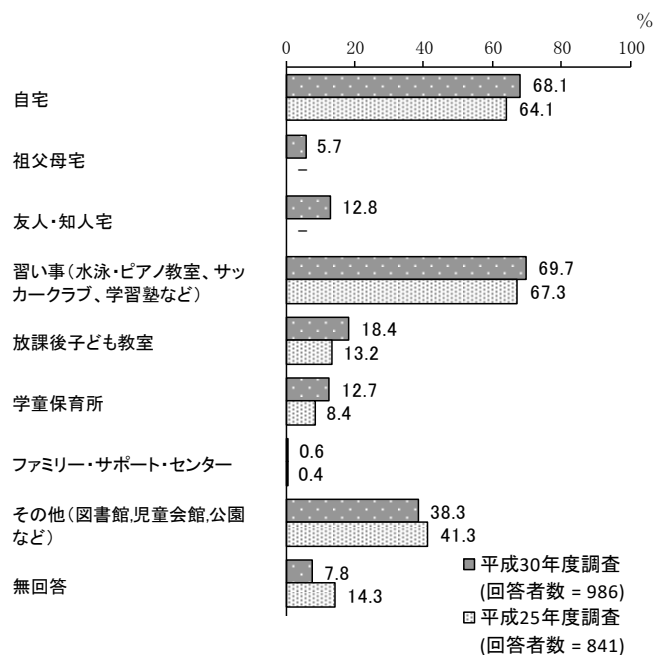
「自宅」の割合が67.9%と最も高く、次いで「習い事（水泳・ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が60.8%、「その他（図書館、児童会館、公園など）」の割合が38.9%となっています。

平成25年度と比較すると「放課後子ども教室」と「学童保育所」の割合が大きく増加しています。



《小学校高学年（4～6年生）の放課後に過ごさせたい場所》

「習い事（水泳、ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が69.7%と最も高く、次いで「自宅」の割合が68.1%、「その他（図書館、児童会館、公園など）」の割合が38.3%となっています。



《夏休みや冬休みの学童保育所の利用希望》

夏休みや冬休みの学童保育所の利用希望をみると、両方ともに高学年になってからも利用したい割合が高くなっています。

【夏休み】

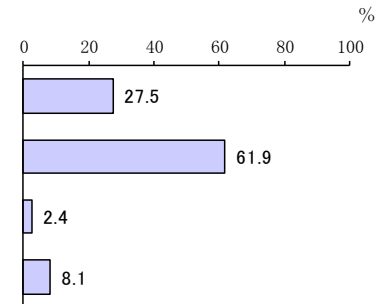
回答者数 = 247

低学年(1~3年生)の間は利用したい

高学年(4~6年生)になっても利用したい

利用する必要はない

無回答



【冬休み】

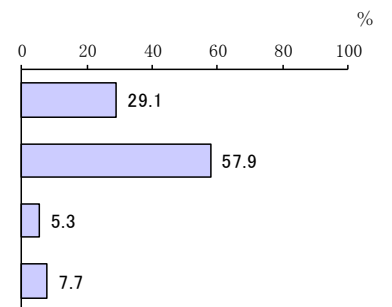
回答者数 = 247

低学年(1~3年生)の間は利用したい

高学年(4~6年生)になっても利用したい

利用する必要はない

無回答

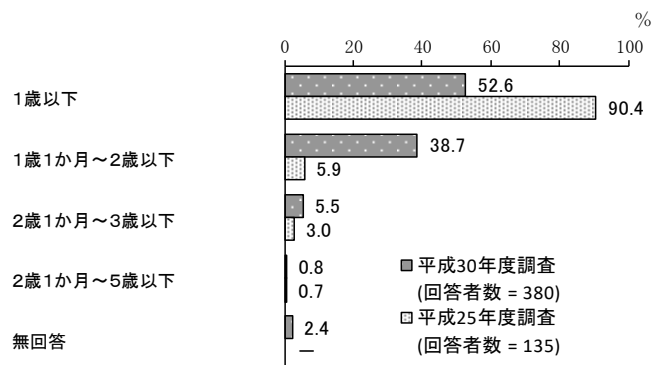


(6) 育児休業について

《母親の育児休業からの復帰時期》

過半数が「1歳以下」となっていますが、平成25年度調査と比較すると、

「1歳以下」の割合が大幅に減少し、「1歳1か月～2歳以下」の割合が大幅に増加しています。

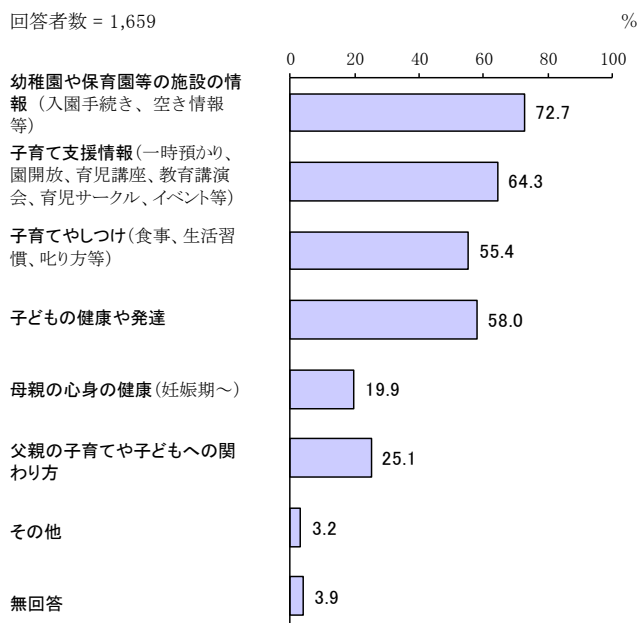


※平成25年度調査では、無回答を除いているため、参考値とします。

(7) 子育て全般について

《子育てに関して受けたい情報提供や相談・支援》

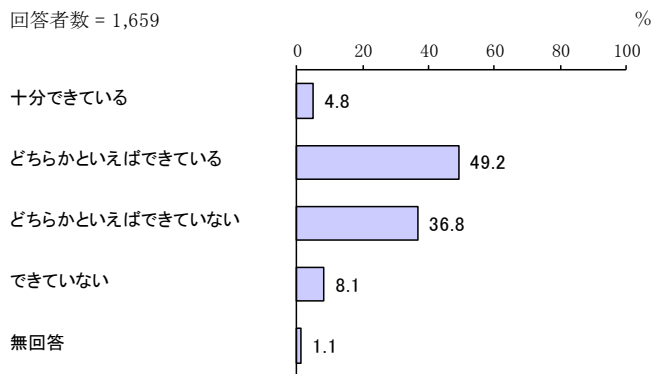
「幼稚園や保育園等の施設の情報」の割合が72.7%と最も高く、次いで「子育て支援情報」の割合が64.3%となっています。



《子育てに関する情報の入手状況》

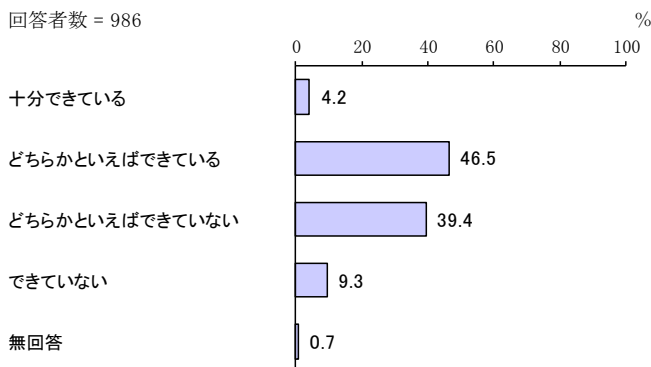
【就学前児童の保護者】

「十分できている」と「どちらかといえはできている」を合わせた回答が過半数を占めています。



【就学児童の保護者】

「十分できている」と「どちらかといえはできている」を合わせた回答が過半数を占めています。

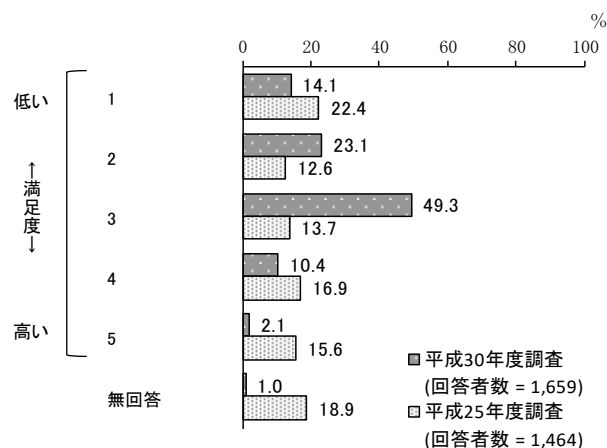


《住んでいる地域における子育ての環境や支援の満足度》

【就学前児童の保護者】

回答があったうち「3」の割合が49.3%と最も高くなっています。

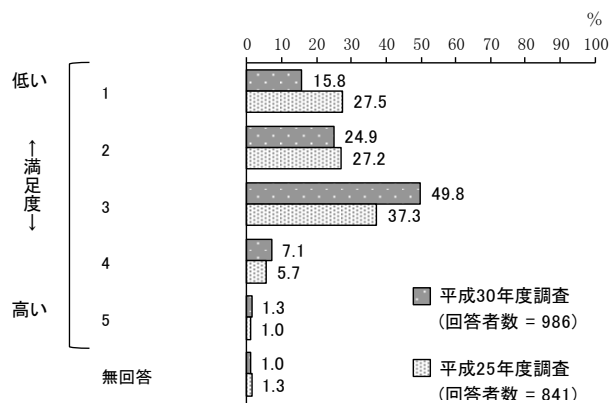
平成25年度調査と比較すると、「1」の割合が減少し、「2」と「3」の割合が増加しています。



【就学児童の保護者】

回答があったうち「3」の割合が49.8%と最も高くなっています。

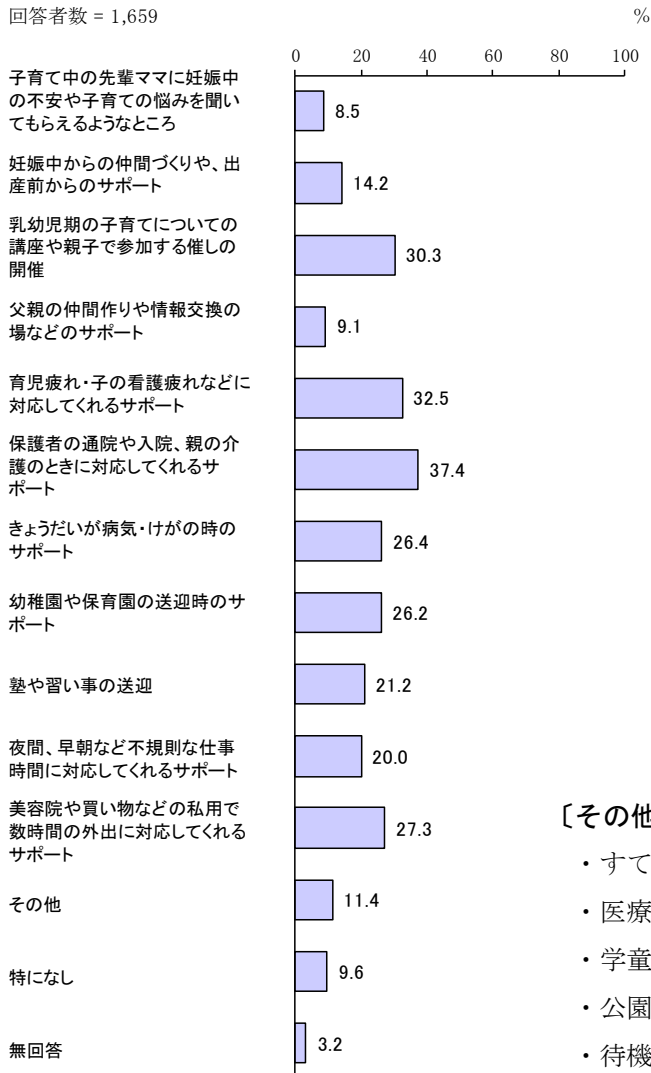
平成25年度調査と比較すると、「1」の割合が減少し、「3」の割合が増加しています。



《子育て支援でもっと力をいれてほしいもの》

【就学前児童の保護者】

「保護者の通院や入院、親の介護のときに対応してくれるサポート」や「育児疲れ・子の看護疲れなどに対応してくれるサポート」など子育ての負担を軽減するサポートを求め割合が高く、また「乳幼児の子育てについての講座や親子で参加する催しの開催」の割合も高くなっています。

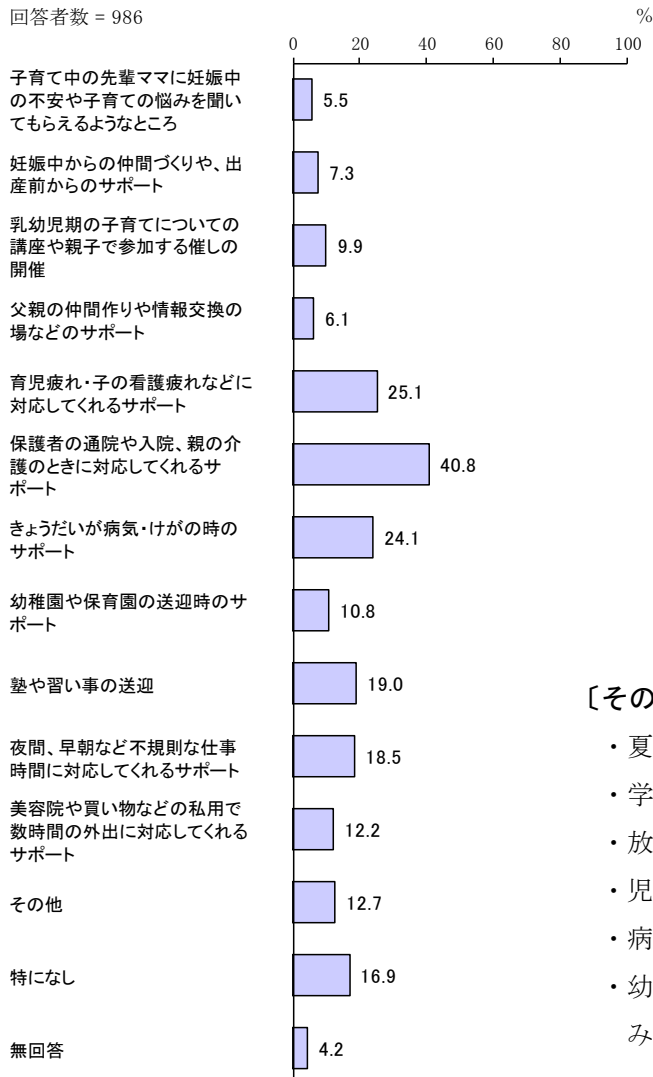


【その他の主な意見】

- ・すてっぷ21のような施設を増やしてほしい
- ・医療費の助成の充実
- ・学童保育の充実
- ・公園や児童館などの遊び場の提供
- ・待機児童の解消
- ・土・日・祝日に子どもと一緒に遊べる場所がほしい

【就学児童の保護者】

「保護者の通院や入院、親の介護のときに対応してくれるサポート」や「育児疲れ・子の看護疲れなどに対応してくれるサポート」など子育ての負担を軽減するサポートを求める割合が高くなっています。



〔その他の主な意見〕

- ・夏休みなど長期休業中の子どもの居場所
- ・学童保育の定員拡充と施設整備
- ・放課後こども教室の充実
- ・児童館等の充実
- ・病児・病後児保育の施設の充実
- ・幼児期だけでなく、就学してからも育児の悩み、情報交換ができるようなところ

3 第2期計画策定に向けた課題

アンケート調査結果などを踏まえて、八千代市の子どもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1) 質の高い教育・保育の充実・・・・・・・・・・

- 平成25年度と比較し、子育てや家事に専念したい割合が減っており、潜在的な保育ニーズの増加がみられます。また、子どもの人口が減少傾向にあるものの、就園率は増加しており、今後も保護者の就労状況の変化を踏まえた教育・保育の量の確保を行う必要があります。
- 量の確保にあたっては、特に2歳以下の低年齢児童で待機児童が発生している状況や、市の財政状況も鑑みて、保育園等の新設だけでなく、長期的な視点に立ち、さまざまな方策を検討する必要があります。
- 教育・保育サービスを希望する人の教育ニーズが強くみられるため、量を確保するだけでなく、幼稚園や預かり保育の活用などニーズを的確に捉えた取り組みも必要となります。
- 教育・保育事業を選ぶときに重視する点として、「教育内容の充実」「幼稚園や保育園などの運営方針」が高く、質の面のニーズも高いことがうかがえることから、教育・保育関係者のスキル及び専門性の向上を図ることで、一人ひとりの個性を生かし、可能性を伸ばすことができる教育・保育の推進も求められています。

(2) 多様な預かりの充実・・・・・・・・・・

- 子どもが病気やけがで幼稚園や保育園等を利用できなかった人が、就学前児童の保護者で約8割、就学児童の保護者で約5割となっている状況です。また、今後の病児・病後児保育の利用希望や拡充を求める意見も相当数あることを踏まえると、病児・病後児保育事業の充実が必要です。
- この他、一時預かり事業やファミリー・サポート・センターなどの地域子育て支援事業について、利便性の向上やきめ細やかな事業の周知などニーズに沿った対応が求められています。

(3) 多様な子どもの居場所の確保

- 八千代市では、学童保育所の定員拡大や新規開設により、待機児童の解消に努めていますが、近年の女性就労者の増加や、それに伴う保育を必要とする家庭の増加などにより、今後も引き続き、各地域における学童保育所の適切なニーズを把握し、整備していく必要があります。
- 放課後の子どもの居場所として、学校の余裕教室等を活用した学童保育所の開設や、放課後子ども教室の各校での開設を望む意見が多くあるため、これらのニーズに沿った対応が必要となります。
- この他、夏休みなどの長期休業中に、学童保育所や放課後子ども教室の充実を望む意見や、居場所として子どもなどが自由に過ごせる児童館などの設置を求めるニーズも多く、これらの充実も課題となっています。

(4) 妊娠期からの切れ目ない支援の充実

- アンケート調査では、保護者同士が集う交流の機会や相談の機会の充実を望む意見が多くあるため、妊娠、出産、子育ての不安が解消され、安心して子どもを生み育てることができるよう、保健・福祉等が連携した切れ目のない支援を実施していく必要があります。
- この他、子育てに関する情報の入手状況について、およそ半数近くの人が十分に入手できておらず、また一時預かり等の事業を知らなかったという声や、子育て支援に関する情報がわかりづらいという声もあるため、切れ目のない支援を実施していく上で、情報提供の充実やわかりやすい情報発信に努めていく事も重要となっています。

(5) さまざまな家庭・児童を支援する体制の充実 . . .

- アンケート調査では、子育て支援で力を入れてほしいものとして、「育児疲れ・子の看護疲れなどに対応してくれるサポート」を求める意見が多くみられます。このため、保護者の孤立感や子育てへの不安などを和らげることで、虐待につながることを防ぎ、支援が必要な家庭が、適切なサービスや支援に結びつくよう気軽に相談できる仕組みや体制づくりが重要となっています。
- 子どもの発達面で不安を抱えている家庭への相談支援を求める声もあるため、障害のある子どもや発達に課題のある子どもを包括的に支援する体制を整える必要があります。



第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが心身ともに健やかに成長していくためには、その第一義的責任を負っている親の子育てに対する不安や負担を和らげ、子育てが喜びや生きがいにつながるような環境を整えることが大切であると考えます。

そこで、八千代市がこれまで子ども・子育て支援において、実現を目指してきた精



神を継承しつつ、市民ニーズを踏まえ、子育て支援が充実した、子育てしやすいまちを実感できるように、「すべての子どもが健やかに育ち、誰もが子育てしたいと思うまち やちよ」を理念に各種施策の展開を目指します。

[基本理念]

すべての子どもが健やかに育ち、
誰もが子育てしたいと思うまち やちよ



2 基本目標

(1) 子どもを育む質の高い教育・保育の環境を整えます。

待機児童の解消を図るため、計画的に保育の受け皿の確保を進めるとともに、単に必要量を確保するだけでなく、教育希望のニーズの高まりも踏まえ、さまざまな手法を検討した上で、効率的かつ効果的な受け皿の確保を目指します。併せて、教育・保育の質の向上を図り、希望する教育・保育が選択できる子育てしやすい環境の整備を目指します。

(2) 安心して子どもを生み、子育てできる環境を整えます。

安心して子育てをするためには、妊娠・出産期から切れ目ない支援を行っていくことが必要です。

このため、子育てで孤立することがないように保護者同士の交流機会の提供や相談支援の充実のほか、子育てに関する情報提供の充実、一時預かり事業等の利便性の向上など子育てに対する不安や負担の軽減を図ります。また、学童保育所や放課後子ども教室をはじめとした多様な子どもの居場所を確保していくなど、本市で子育てしたいと思える事業の展開を目指します。

(3) さまざまな子どもや家庭への支援を充実します。

障害のある子どもや発達に課題のある子ども、ひとり親家庭、経済的困難を抱える家庭などさまざまな子どもや家庭に配慮し、相談対応や経済的負担の軽減を図るなどその特性に合わせた支援を継続して実施していくほか、関係機関と連携を図りながら、児童虐待の防止や早期発見に取り組み、すべての子どもが心身ともに健やかに育つ環境の整備を目指します。

3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向]

すべての子どもが健やかに育ち、
誰もが子育てしたいと思うまち
やちよ

I 子どもを育む質の高い教育・保育の環境を整えます。

(1) 教育・保育施設等の整備

(2) 公立保育園の効果的な活用

(3) 教育・保育の質の向上

(4) 子どもが豊かに育つ教育の充実

(5) 学校生活における相談支援

II 安心して子どもを産み、子育てできる環境を整えます。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実

(2) 母子の健康づくりの推進

(3) 子育ての情報提供の充実

(4) 子どもの遊び場などの居場所づくり

(5) 子ども医療の継続

(6) 子育て相談支援と交流事業の充実

(7) 子育て家庭の経済的負担の軽減

III さまざまな子どもや家庭への支援を充実します。

(1) 障害のある子どもとその家庭への支援

(2) ひとり親家庭への支援

(3) 生活困窮家庭への支援

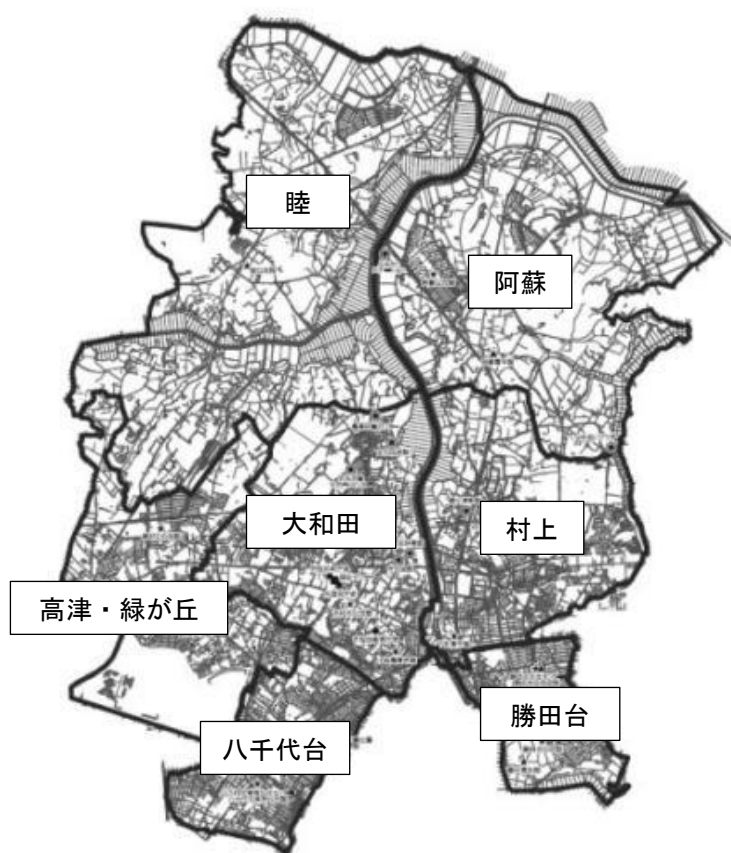
(4) 児童虐待の早期発見から再発防止

(5) 外国籍の子どもや親への支援

4 教育・保育等の提供区域の設定

基本指針では、教育・保育等を提供するため、市町村は、人口や交通事情等を勘案して、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を設定することとされています。

本計画では、教育・保育及び放課後児童健全育成事業については、事業の特性や利用実態に合わせ、効率的かつ効果的に事業を提供できるよう『八千代市地域コミュニティ推進計画』における7つのコミュニティ区域を提供区域として設定し、その他の地域子ども・子育て支援事業については、市内全域を1区域として設定しました。



地区	地域の範囲
阿蘇地区	米本・神野・保品・下高野・米本団地・堀の内・上高野の一部（阿蘇中の学区内にある上高野）
村上地区	村上・下市場・村上団地・村上南・勝田台北・上高野の一部（村上東中の学区内にある上高野）
睦地区	桑納・麦丸・桑橋・吉橋・島田・神久保・小池・真木野・佐山・平戸・島田台・大学町・尾崎
大和田地区	大和田・萱田・萱田町・ゆりのき台・大和田新田の一部（萱田中・大和田中の学区内にある大和田新田）
高津・緑が丘地区	高津・高津東・緑が丘・高津団地・大和田新田の一部（高津中・東高津中の学区内にある大和田新田）
八千代台地区	八千代台東・八千代台南・八千代台西・八千代台北
勝田台地区	勝田台、勝田、勝田台南

【 事業ごとの提供区域 】

事業		区域
教育・保育施設等整備事業		7区域
地域子ども・子育て支援事業	1 時間外保育事業	市全域
	2 放課後児童健全育成事業（学童保育所）	7区域
	3 一時預かり事業	市全域
	4 病児保育事業（病児・病後児保育事業）	市全域
	5 ファミリー・サポート・センター事業	市全域
	6 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	市全域
	7 利用者支援事業	市全域
	8 地域子育て支援拠点事業	市全域
	9 乳児家庭全戸訪問事業	市全域
	10 養育支援訪問事業	市全域
	11 妊婦健康診査事業	市全域
	12 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	-
	13 実費徴収に係る補足給付を行う事業	-

※区域欄に「-」がある事業は、事業の性質上、量の見込みや確保方策を定めないため、提供区域を設定していません。



第4章 施策の展開

事業一覧

「★」は、第1期計画から取組内容を見直した事業又は新規の事業です。

基本目標	施策の方向	No.	事業名
I 子どもを育む質の高い教育・保育の環境を整えます。	(1) 教育・保育施設等の整備	1	教育・保育施設等の整備事業
	(2) 公立保育園の効果的な活用	2	★公立保育園を活用した待機児童対策
		3	★公立保育園の定員及び配置の見直し
		4	休日保育の実施
	(3) 教育・保育の質の向上	5	★研修等による資質の向上
		6	幼稚園と保育園等の連携・情報共有
		7	幼稚園・保育園等と小学校との円滑な接続
		8	★教育・保育施設等への指導監査の実施
	(4) 子どもが豊かに育つ教育の充実	9	★公立保育園における幼児教育の充実
		10	子ども向け講座等の実施
	(5) 学校生活における相談支援	11	スクールカウンセラーによる相談の実施
		12	不登校・ひきこもり児童への支援
		13	学校生活等における相談の充実
		14	非行防止等に係る相談の充実
II 安心して子どもを生み、子育てできる環境を整えます。	(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実	15	時間外保育事業
		16	放課後児童健全育成事業（学童保育所）
		17	一時預かり事業
		18	★一時預かり事業の利便性の向上
		19	病児保育事業（病児・病後児保育事業）
		20	ファミリー・サポート・センター事業
		21	★ファミリー・サポート・センターの利用促進
		22	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
		23	利用者支援事業
		24	地域子育て支援拠点事業
		25	乳児家庭全戸訪問事業
		26	養育支援訪問事業

基本目標	施策の方向	No.	事業名
Ⅱ 安心して子どもを 生み、子育てできる 環境を整えます。	(1) 地域子ども・子育て 支援事業の充実	27	妊婦健康診査事業
		28	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
		29	実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(2) 母子の健康づくりの 推進	30	乳幼児健康診査（内科・歯科）の実施
	(3) 子育ての情報提供の 充実	31	★充実した子育て情報の提供
		32	★子育て情報のメール配信
	(4) 子どもの遊び場など の居場所づくり	33	★放課後子ども教室の整備
		34	★長期休業中の児童の居場所づくり
		35	★多様な子どもの居場所づくり
		36	★都市公園の充実
	(5) 子ども医療の継続	37	子ども医療費の助成
		38	★小児救急医療体制の維持
	(6) 子育て相談支援と 交流事業の充実	39	★子育て世代包括支援センターでの包括的な支援の実施
		40	★子ども家庭総合支援拠点の充実
		41	地域子育て支援ネットワーク事業の推進
		42	妊娠期から子育て期の交流の機会の充実
	(7) 子育て家庭の経済 的負担の軽減	43	母子・父子・寡婦等への手当の支給
		44	母子・父子家庭への自立支援給付金の支給
		45	児童手当の支給
		46	特別児童扶養手当の支給
47		障害児福祉手当の支給	
48		心身障害児福祉手当の支給	
Ⅲ さまざまな子ども や家庭への支援を 充実します。	(1) 障害のある子ども とその家庭への 支援	49	障害を抱える子ども及び家庭への支援
		50	児童発達支援センター機能等の充実
		51	関係機関の連携による障害児支援の充実
		52	★医療的ケアを要する園児の受入体制の構築
		53	★発達に課題のある園児への支援
		54	保護者同士の交流や学習の支援

基本目標	施策の方向	No.	事業名
Ⅲ さまざまな子どもや家庭への支援を充実します。	(1) 障害のある子どもとその家庭への支援	55	就学相談の実施（就学前児童）
		56	就学相談の実施（児童・生徒）
		57	特別支援教育の充実
	(2) ひとり親家庭への支援	58	保育園や学童保育所の優先利用の検討
		59	ひとり親家庭への相談支援
		60	ひとり親家庭への日常生活支援
	(3) 生活困窮家庭への支援	61	★子どもの学習・生活支援事業
		62	就学困難な児童・生徒への学用品等の援助
		63	就学困難な児童・生徒への給食費等の援助
	(4) 児童虐待の早期発見から再発防止	64	要保護児童対策地域協議会の機能強化
		65	虐待に対する相談援助体制の充実強化
		66	虐待防止対策
		67	虐待予防の広報・啓発の充実
	(5) 外国籍の子どもや親への支援	68	★外国籍の親子に対する子育てに必要な情報提供
		69	★外国籍の親子に対する子育てに必要な相談支援
		70	外国籍の児童・生徒への学習面の支援
		71	外国籍の児童・生徒への日常生活等の支援

基本目標Ⅰ 子どもを育む質の高い教育・保育の環境を整えます。

施策の方向（１）教育・保育施設等の整備・・・・・・・・

平成30年度に実施したアンケート調査を基に、各認定区分に応じた教育・保育の「量の見込み（需要量）」を市内7区域ごとに算定し、それに対応する「確保方策（供給量）」を定めることで、計画的に教育・保育の提供体制の確保を図ります。

【教育・保育事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
1	教育・保育施設等の整備事業	すべての子どもが、発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、量の見込みに対応した確保方策を基本としつつ、保育ニーズの実態に応じた必要な受け皿を確保します。	子育て支援課 子ども保育課

《 確保方策の考え方 》

1号認定

幼稚園等の送迎バスの利用により、広範囲にわたって利用されている実態を考慮し、市全域では必要な受け皿が確保されていることから、現状の幼稚園及び認定こども園の定員数を確保方策としました。

2号認定（教育希望）

（阿蘇地区、大和田地区）

既存の幼児教育施設における預かり保育等の拡充で、令和3年度の確保方策を見込んでいます。

（高津・緑が丘地区）

▶令和3年度～6年度

既存の幼児教育施設における預かり保育等の拡充で、それぞれの年度の量の見込みに対応する確保方策を見込んでいます。

3号認定（1、2歳）

（八千代台地区）

▶令和3年度～4年度

既存の幼児教育施設における一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）により、確保方策を見込んでいます。

▶令和5年度～6年度

公立保育園の定員変更（低年齢児中心の受入）により、段階的に受け皿の拡充を図ることで、確保方策を見込んでいます。

《 受け皿の確保に関する方針 》

- 受け皿の確保にあたっては、長期的視点に立ち、新たな施設整備は最小限に抑え、公立保育園や幼稚園・認定こども園の預かり保育など既存施設を最大限に活用します。
- 預かり保育等については、就労している人でも利用しやすいように、預かり時間の延長や長期休業中における預かりの拡充に向け、取り組んでいきます。
- 睦地区の確保方策は、高津・緑が丘地区と大和田地区に隣接している地域的な特徴や教育・保育施設の利用実態を考慮し、両地区の供給量を踏まえて対応します。

(市全域)

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望	保育希望	0歳	1～2歳	
令和2年度	量の見込み (A)		2,741	2,228		216	1,100
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	1,119	809	1,419		
		特定地域型保育事業				307	1,005
		確認を受けない幼稚園	2,590			24	101
		上記幼稚園の預かり保育等		975			6
		以外 企業主導型保育事業			25	7	21
	計	3,709	975	1,853	338	1,133	
過不足 (B) - (A)		968	166	434	122	33	
令和3年度	量の見込み (A)		2,688	2,191		216	1,141
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	1,119	797	1,394		
		特定地域型保育事業				310	1,035
		確認を受けない幼稚園	2,590			24	101
		上記幼稚園の預かり保育等		1,242			16
		以外 企業主導型保育事業			25	7	21
	計	3,709	1,242	1,878	341	1,173	
過不足 (B) - (A)		1,021	445	484	125	32	
令和4年度	量の見込み (A)		2,628	2,158		218	1,152
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	1,119	787	1,371		
		特定地域型保育事業				310	1,035
		確認を受けない幼稚園	2,590			24	101
		上記幼稚園の預かり保育等		1,257			26
		以外 企業主導型保育事業			25	7	21
	計	3,709	1,257	1,893	341	1,183	
過不足 (B) - (A)		1,081	470	522	123	31	
令和5年度	量の見込み (A)		2,595	2,132		216	1,144
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	1,119	778	1,354		
		特定地域型保育事業				310	1,053
		確認を受けない幼稚園	2,590			24	101
		上記幼稚園の預かり保育等		1,262			26
		以外 企業主導型保育事業			25	7	21
	計	3,709	1,262	1,908	341	1,201	
過不足 (B) - (A)		1,114	484	554	125	57	
令和6年度	量の見込み (A)		2,629	2,164		212	1,135
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	1,119	790	1,374		
		特定地域型保育事業				310	1,071
		確認を受けない幼稚園	2,590			24	101
		上記幼稚園の預かり保育等		1,267			26
		以外 企業主導型保育事業			25	7	21
	計	3,709	1,267	1,908	341	1,219	
過不足 (B) - (A)		1,080	477	534	129	84	

(阿蘇地区)

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望	保育希望	0歳	1～2歳	
令和2年度	量の見込み (A)		132	178		7	52
				71	107		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	259		135	17	58
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園					
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	35			
	計	259	35	135	17	58	
過不足 (B) - (A)		127	▲ 36	28	10	6	
令和3年度	量の見込み (A)		125	169		7	56
				68	101		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	259		135	17	58
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園					
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	70			
	計	259	70	135	17	58	
過不足 (B) - (A)		134	2	34	10	2	
令和4年度	量の見込み (A)		129	174		7	49
				70	104		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	259		135	17	58
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園					
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	70			
	計	259	70	135	17	58	
過不足 (B) - (A)		130	0	31	10	9	
令和5年度	量の見込み (A)		123	167		7	48
				67	100		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	259		135	17	58
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園					
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	70			
	計	259	70	135	17	58	
過不足 (B) - (A)		136	3	35	10	10	
令和6年度	量の見込み (A)		125	170		6	47
				68	102		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	259		135	17	58
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園					
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	70			
	計	259	70	135	17	58	
過不足 (B) - (A)		134	2	33	11	11	

(村上地区)

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望	保育希望	0歳	1～2歳	
令和2年度	量の見込み (A)		381	252		38	130
				86	166		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設			199	45	136
		特定地域型保育事業				3	9
		確認を受けない幼稚園	1,070				
		上記以外		180			6
計		1,070	180	199	48	151	
過不足 (B) - (A)		689	94	33	10	21	
令和3年度	量の見込み (A)		360	238		37	130
				81	157		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設			199	45	136
		特定地域型保育事業				3	9
		確認を受けない幼稚園	1,070				
		上記以外		180			6
計		1,070	180	199	48	151	
過不足 (B) - (A)		710	99	42	11	21	
令和4年度	量の見込み (A)		334	220		36	137
				75	145		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設			199	45	136
		特定地域型保育事業				3	9
		確認を受けない幼稚園	1,070				
		上記以外		180			6
計		1,070	180	199	48	151	
過不足 (B) - (A)		736	105	54	12	14	
令和5年度	量の見込み (A)		315	208		35	133
				71	137		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設			199	45	136
		特定地域型保育事業				3	9
		確認を受けない幼稚園	1,070				
		上記以外		180			6
計		1,070	180	199	48	151	
過不足 (B) - (A)		755	109	62	13	18	
令和6年度	量の見込み (A)		313	207		34	128
				71	136		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設			199	45	136
		特定地域型保育事業				3	9
		確認を受けない幼稚園	1,070				
		上記以外		180			6
計		1,070	180	199	48	151	
過不足 (B) - (A)		757	109	63	14	23	

(睦地区)

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望	保育希望	0歳	1～2歳	
令和2年度	量の見込み (A)		90	67		10	35
				21	46		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設			39	3	18
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園					
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業				
計		0	0	39	3	18	
過不足 (B) - (A)		▲ 90	▲ 21	▲ 7	▲ 7	▲ 17	
令和3年度	量の見込み (A)		89	66		9	35
				21	45		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設			39	3	18
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園					
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業				
計		0	0	39	3	18	
過不足 (B) - (A)		▲ 89	▲ 21	▲ 6	▲ 6	▲ 17	
令和4年度	量の見込み (A)		78	58		9	39
				18	40		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設			39	3	18
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園					
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業				
計		0	0	39	3	18	
過不足 (B) - (A)		▲ 78	▲ 18	▲ 1	▲ 6	▲ 21	
令和5年度	量の見込み (A)		78	57		9	38
				18	39		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設			39	3	18
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園					
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業				
計		0	0	39	3	18	
過不足 (B) - (A)		▲ 78	▲ 18	0	▲ 6	▲ 20	
令和6年度	量の見込み (A)		77	57		8	36
				18	39		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設			39	3	18
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園					
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業				
計		0	0	39	3	18	
過不足 (B) - (A)		▲ 77	▲ 18	0	▲ 5	▲ 18	

(大和田地区)

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望	保育希望	0歳	1～2歳	
令和2年度	量の見込み(A)		687	435		41	283
				140	295		
	確保方策(B)	特定教育・保育施設			438	86	273
		特定地域型保育事業				3	16
		確認を受けない幼稚園	640				
		上記以外		75			
	計	640	75	438	91	295	
過不足(B)-(A)		▲47	▲65	143	50	12	
令和3年度	量の見込み(A)		648	410		40	286
				132	278		
	確保方策(B)	特定教育・保育施設			438	86	273
		特定地域型保育事業				3	16
		確認を受けない幼稚園	640				
		上記以外		132			
	計	640	132	438	91	295	
過不足(B)-(A)		▲8	0	160	51	9	
令和4年度	量の見込み(A)		591	374		39	296
				120	254		
	確保方策(B)	特定教育・保育施設			438	86	273
		特定地域型保育事業				3	16
		確認を受けない幼稚園	640				
		上記以外		132			
	計	640	132	438	91	295	
過不足(B)-(A)		49	12	184	52	▲1	
令和5年度	量の見込み(A)		585	370		38	288
				119	251		
	確保方策(B)	特定教育・保育施設			438	86	273
		特定地域型保育事業				3	16
		確認を受けない幼稚園	640				
		上記以外		132			
	計	640	132	438	91	295	
過不足(B)-(A)		55	13	187	53	7	
令和6年度	量の見込み(A)		583	368		37	281
				118	250		
	確保方策(B)	特定教育・保育施設			438	86	273
		特定地域型保育事業				3	16
		確認を受けない幼稚園	640				
		上記以外		132			
	計	640	132	438	91	295	
過不足(B)-(A)		57	14	188	54	14	

(高津・緑が丘地区)

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望	保育希望	0歳	1～2歳	
令和2年度	量の見込み (A)		892	767		75	363
				282	485		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	575		721	112	367
		特定地域型保育事業				15	60
		確認を受けない幼稚園	180				
		上記以外		125			
	幼稚園の預かり保育等			24	4	13	
	企業主導型保育事業						
	計	755	125	745	131	440	
過不足 (B) - (A)		▲ 137	▲ 157	260	56	77	
令和3年度	量の見込み (A)		943	812		77	375
				299	513		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	575		736	112	367
		特定地域型保育事業				15	60
		確認を受けない幼稚園	180				
		上記以外		300			
	幼稚園の預かり保育等			24	4	13	
	企業主導型保育事業						
	計	755	300	760	131	440	
過不足 (B) - (A)		▲ 188	1	247	54	65	
令和4年度	量の見込み (A)		984	847		81	373
				312	535		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	575		751	112	367
		特定地域型保育事業				15	60
		確認を受けない幼稚園	180				
		上記以外		315			
	幼稚園の預かり保育等			24	4	13	
	企業主導型保育事業						
	計	755	315	775	131	440	
過不足 (B) - (A)		▲ 229	3	240	50	67	
令和5年度	量の見込み (A)		997	859		82	380
				316	543		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	575		766	112	367
		特定地域型保育事業				15	60
		確認を受けない幼稚園	180				
		上記以外		320			
	幼稚園の預かり保育等			24	4	13	
	企業主導型保育事業						
	計	755	320	790	131	440	
過不足 (B) - (A)		▲ 242	4	247	49	60	
令和6年度	量の見込み (A)		1,015	873		83	389
				321	552		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	575		766	112	367
		特定地域型保育事業				15	60
		確認を受けない幼稚園	180				
		上記以外		325			
	幼稚園の預かり保育等			24	4	13	
	企業主導型保育事業						
	計	755	325	790	131	440	
過不足 (B) - (A)		▲ 260	4	238	48	51	

(八千代台地区)

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望	保育希望	0歳	1～2歳	
令和2年度	量の見込み (A)		410	368		34	168
				123	245		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	75		214	32	99
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園	500				
		上記以外		359			
計		575	359	214	32	99	
過不足 (B) - (A)		165	236	▲ 31	▲ 2	▲ 69	
令和3年度	量の見込み (A)		382	342		35	183
				114	228		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	75		224	35	129
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園	500				
		上記以外		359			10
計		575	359	224	35	139	
過不足 (B) - (A)		193	245	▲ 4	0	▲ 44	
令和4年度	量の見込み (A)		374	335		35	186
				112	223		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	75		224	35	129
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園	500				
		上記以外		359			20
計		575	359	224	35	149	
過不足 (B) - (A)		201	247	1	0	▲ 37	
令和5年度	量の見込み (A)		361	323		35	185
				108	215		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	75		224	35	147
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園	500				
		上記以外		359			20
計		575	359	224	35	167	
過不足 (B) - (A)		214	251	9	0	▲ 18	
令和6年度	量の見込み (A)		373	334		34	184
				111	223		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	75		224	35	165
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園	500				
		上記以外		359			20
計		575	359	224	35	185	
過不足 (B) - (A)		202	248	1	1	1	

(勝田台地区)

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望	保育希望	0歳	1～2歳	
令和2年度	量の見込み (A)		149	161		11	69
				86	75		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	210		82	12	54
		特定地域型保育事業				3	16
		確認を受けない幼稚園	200				
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	201		1	2
計		410	201	83	16	72	
過不足 (B) - (A)		261	115	8	5	3	
令和3年度	量の見込み (A)		141	154		11	76
				82	72		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	210		82	12	54
		特定地域型保育事業				3	16
		確認を受けない幼稚園	200				
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	201		1	2
計		410	201	83	16	72	
過不足 (B) - (A)		269	119	11	5	▲ 4	
令和4年度	量の見込み (A)		138	150		11	72
				80	70		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	210		82	12	54
		特定地域型保育事業				3	16
		確認を受けない幼稚園	200				
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	201		1	2
計		410	201	83	16	72	
過不足 (B) - (A)		272	121	13	5	0	
令和5年度	量の見込み (A)		136	148		10	72
				79	69		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	210		82	12	54
		特定地域型保育事業				3	16
		確認を受けない幼稚園	200				
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	201		1	2
計		410	201	83	16	72	
過不足 (B) - (A)		274	122	14	6	0	
令和6年度	量の見込み (A)		143	155		10	70
				83	72		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	210		82	12	54
		特定地域型保育事業				3	16
		確認を受けない幼稚園	200				
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	201		1	2
計		410	201	83	16	72	
過不足 (B) - (A)		267	118	11	6	2	

施策の方向（２）公立保育園の効果的な活用・・・・・・・・

公立保育園のあり方を検討し、効果的な活用に取り組んでいきます。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
2	★公立保育園を活用した待機児童対策	低年齢児に待機児童が多い状況を鑑みて、既存の教育・保育施設と連携を図り、公立保育園で低年齢児の受け入れを中心に行っていくなど、待機児童の解消に向けて、さまざまな取り組みを検討します。	子育て支援課 子ども保育課
3	★公立保育園の定員及び配置の見直し	公立保育園の効率的かつ持続的な運営を確保するため、利用者の地域的な偏在や待機児童の状況を見極めつつ、定員及び施設配置など公立保育園のあり方の見直しに取り組みます。	子ども保育課
4	休日保育の実施	日曜・祝日等に保育が必要な児童を公立保育園で保育します。	子ども保育課

施策の方向（３）教育・保育の質の向上・・・・・・・・

保育の受け皿拡大を支える保育人材の確保と、保育の質の向上に向けた取組を推進します。また、提供するサービスの質の向上のために、保育士や幼稚園教諭等に研修を行い、人材の資質向上に努めます。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
5	★研修等による資質の向上	市内の幼稚園教諭、保育士、小学校教諭、各療育機関等の職員を対象に研修会・講習会等を実施し、教育・保育関係者のスキルアップ及び専門性の向上を図ります。	子ども保育課
6	幼稚園と保育園等の連携・情報共有	幼稚園教諭及び保育士が参加する合同研修会を開催するなど、市内の幼稚園と保育園等が連携し、成長段階に応じた幼児教育・保育について、情報共有を図るための機会を提供します。	子ども保育課
7	幼稚園・保育園等と小学校との円滑な接続	子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼児と児童の交流活動等を推進するほか、国が示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を関係機関と共有し、意見交換を図る場を設置するなど、幼稚園や保育園等と小学校の円滑な接続に努めます。	子ども保育課 (保育園含む) 指導課 (学校含む)
8	★教育・保育施設等への指導監査の実施	特定教育・保育施設等に対する指導監査について、効率的かつ効果的な実施方法等を検討します。また、関係法令等に基づき適切な指導・助言を行い、教育・保育の質の向上に努めます。	子育て支援課

施策の方向（４）子どもが豊かに育つ教育の充実・・・・・・・・

健康で心豊かな子どもを育むために、一人ひとりの子どもの個性を生かし、豊かな育ちを保障する幼児教育の充実を図ります。

また、子どもたちが、さまざまな体験ができる学習の機会を確保します。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
9	★公立保育園における幼児教育の充実	実践する幼児教育の取り組みが、市民に分かりやすく伝わる手法を検討するほか、社会の動向を見極め、保護者の意向も考慮しながら、八千代市の実態に即した特色ある幼児教育について調査・研究を行います。	子ども保育課 (保育園)
10	子ども向け講座等の実施	子どもを対象とした講座や子育てに関する勉強会、親子レクリエーション等を実施し、参加者に満足してもらえる事業展開に努めます。	生涯学習振興課 (八千代台東南公民館)

～ 関連計画で推進する取り組み ～

《教育振興基本計画》

学校の目指す方向性等は、当該計画で示されています。

《生涯学習振興計画》

家庭教育の推進に関する事業については、当該計画に基づき取り組まれています。

《子ども読書活動推進計画》

赤ちゃんとその保護者を対象としたブックスタート事業や、子どもたちの本に親しむ機会をつくる読書普及と図書館利用の促進は、当該計画で推進されています。

《環境保全計画》

環境保全意識の高揚を図る環境学習・環境教育は、当該計画で推進されています。

施策の方向（５）学校生活における相談支援・・・・・・・・

いじめや不登校、ひきこもりなど、さまざまな問題を抱える児童・生徒の学校適応を支援するため、子どもが困ったときや悩んだときに相談できるよう、身近に相談できる体制を充実します。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
11	スクールカウンセラーによる相談の実施	千葉県が配置している臨床心理に関し、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーが、児童・生徒の相談に応じ、サポートします。	指導課
12	不登校・ひきこもり児童への支援	相談や通所による支援のほか、相談機関等へ出向くことができない子どもを対象にした訪問相談、カウンセラーによるカウンセリング等を通して、関係機関と連携を図りながら、問題を抱える子どもと家庭を支援します。	指導課（適応支援センター）
13	学校生活等における相談の充実	いじめや不登校、学校生活での悩み、心配事など、子どもや保護者からの相談に関係機関と連携して対応するとともに、さまざまな相談に対応できるよう環境整備に努め、相談体制の充実を図ります。	指導課（教育センター）
14	非行防止等に係る相談の充実	子どもの非行防止と健全育成を図るため、関係機関と連携し、子どもや保護者等からの相談に対応するとともに、相談体制の充実を図ります。	指導課（青少年センター）

（障害や発達に関する相談）

基本目標Ⅲ（１）「障害のある子どもとその家庭への支援」に掲載（７８ページ）

（外国籍の子どもに対する相談）

基本目標Ⅲ（５）「外国籍の子どもや親への支援」に掲載（８２ページ）

基本目標Ⅱ 安心して子どもを生み、子育てできる環境を整えます。

施策の方向（１）地域子ども・子育て支援事業の充実・・・・・・・・

すべての子育て家庭が、それぞれに合った支援を受けることができるよう、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業について、平成30年度に実施したアンケート調査を基に、「量の見込み（需要量）」とそれに対応する「確保方策（供給量）」を定め、計画的に各事業を推進していきます。

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
15	時間外保育事業	保育認定を受けた子どもが、通常の保育時間以外に、保育所等において保育を受けられるよう、量の見込みに対応する必要な量を確保します。	子ども保育課

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,283	1,286	1,278	1,266	1,269
確保方策（B）	3,324	3,392	3,417	3,450	3,468
過不足（B）－（A）	2,041	2,106	2,139	2,184	2,199

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
16	放課後児童健全育成事業（学童保育所）	就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供できるよう、量の見込みに対応した確保方を基本としつつ、利用実態等を踏まえ、必要な整備を行います。	子育て支援課

《 確保方策の考え方 》

（睦地区）

▶令和4年度～6年度

放課後児童支援員等の増員による定員拡大や、使用する教室の変更により、それぞれの年度の量の見込みに対応する確保方策を見込んでいます。

（大和田地区）

▶令和3年度～4年度

小学校敷地内への新設等により、確保方策を見込んでいます。

▶令和5年度

余裕教室を活用した学校外施設の移転整備により、確保方策を見込んでいます。

（高津・緑が丘地区）

▶令和3年度

小学校敷地内への新設により、確保方策を見込んでいます。

▶令和5年度

余裕教室を活用した1支援単位の整備により、確保方策を見込んでいます。

（八千代台地区）

▶令和3年度

余裕教室を活用した1支援単位の整備により、確保方策を見込んでいます。

▶令和4年度～6年度

放課後児童支援員等の増員による定員拡大により、それぞれの年度の量の見込みに対応する確保方策を見込んでいます。

（勝田台地区）

▶令和4年度～5年度

定員設定を変更することにより、確保方策を見込んでいます。

《 学童保育所の充実を図る主な取り組み 》

特別な配慮を必要とする児童への対応

障害のある児童の受け入れについては、加配職員を配置するサポート体制を整えるほか、放課後児童支援員等への研修の機会を確保します。

また、日本語が不慣れな児童については、教育委員会や多文化交流センター等の関係機関と連携・協力し、対応します。

開所時間の延長

(授業の日、長期休業中の平日)

午後7時までの開所時間の延長を引き続き継続していきます。

(土曜日)

利用者のニーズを見極めつつ、必要に応じて、開所時間を延長できるよう取り組みます。

子どもの自主性や社会性等の向上

子どもの自主性や社会性の一層の向上を図るため、運営事業者に対し、放課後子ども教室と連携を図るとともに、地域住民の参画やボランティア等を活用した次のような取り組みを検討するよう求めています。

- ・放課後子ども教室等と連携した異年齢児との交流
- ・地域住民等の協力を得た文化・芸術などに触れあう機会
- ・自主性を促すため、事業の企画段階からの子どもの参画 など

利用者や地域住民への育成支援内容の周知

学童保育所は、地域の中でその存在や役割が十分に理解され、地域社会との交流や連携によって育成支援の内容が豊かになるよう努める必要があります。したがって、その地域社会の中で理解を得ていくために、運営事業者に対し、指導監査等の機会を捉えて、育成支援の内容を利用者や地域住民に適切に説明していくよう指導・助言を行っていきます。

(市全域)

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	1,607	1,689	1,763	1,797	1,760
1年生	547	557	571	559	513
2年生	458	512	521	535	523
3年生	368	386	432	440	451
4年生	165	170	179	200	204
5年生	50	40	41	43	48
6年生	19	24	19	20	21
確保方策 (B)	1,550	1,740	1,770	1,835	1,845
過不足 (B) - (A)	▲ 57	51	7	38	85

(阿蘇地区)

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	54	62	67	67	59
1年生	20	22	23	19	14
2年生	15	20	21	21	17
3年生	11	15	16	19	18
4年生	6	4	6	7	8
5年生	2	1	1	1	2
6年生	0	0	0	0	0
確保方策 (B)	80	80	80	80	80
過不足 (B) - (A)	26	18	13	13	21

(村上地区)

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	226	233	228	226	220
1年生	77	72	65	72	64
2年生	67	72	67	60	68
3年生	51	56	61	56	52
4年生	23	24	26	29	26
5年生	6	6	6	6	7
6年生	2	3	3	3	3
確保方策 (B)	230	230	230	230	230
過不足 (B) - (A)	4	▲ 3	2	4	10

(睦地区)

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	33	34	37	39	45
1年生	12	11	12	14	16
2年生	8	12	11	11	14
3年生	9	6	10	9	10
4年生	4	4	3	5	4
5年生	0	1	1	0	1
6年生	0	0	0	0	0
確保方策 (B)	30	35	40	40	50
過不足 (B) - (A)	▲ 3	1	3	1	5

(大和田地区)

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	515	519	522	519	497
1年生	165	161	164	154	144
2年生	148	153	151	155	143
3年生	122	125	129	128	130
4年生	55	56	58	60	59
5年生	18	14	14	15	14
6年生	7	10	6	7	7
確保方策 (B)	390	485	495	520	520
過不足 (B) - (A)	▲ 125	▲ 34	▲ 27	1	23

(高津・緑が丘地区)

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	407	442	493	521	529
1年生	141	156	175	166	158
2年生	117	131	146	165	156
3年生	90	98	111	123	138
4年生	42	42	46	51	58
5年生	12	9	10	11	13
6年生	5	6	5	5	6
確保方策 (B)	450	500	500	535	535
過不足 (B) - (A)	43	58	7	14	6

(八千代台地区)

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	234	257	264	267	257
1年生	82	89	81	83	73
2年生	67	78	82	75	78
3年生	54	56	66	69	63
4年生	21	25	26	30	33
5年生	7	6	6	7	7
6年生	3	3	3	3	3
確保方策 (B)	220	260	270	270	270
過不足 (B) - (A)	▲ 14	3	6	3	13

(勝田台地区)

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	138	142	152	158	153
1年生	50	46	51	51	44
2年生	36	46	43	48	47
3年生	31	30	39	36	40
4年生	14	15	14	18	16
5年生	5	3	3	3	4
6年生	2	2	2	2	2
確保方策 (B)	150	150	155	160	160
過不足 (B) - (A)	12	8	3	2	7

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
17	一時預かり事業 (幼稚園型 I、一般型)	就労や急な用事、リフレッシュ等をしたときに、幼稚園や保育園、認定こども園等で乳幼児を一時的に預かれるよう、ニーズを踏まえた必要な量を確保していきます。	子ども保育課
18	★一時預かり事業(一般型)の利便性の向上	緊急時等でも利用しやすくなるよう、利用に関する手続きの見直しを図るほか、施設の空き状況等に関する情報を発信するなど、関係者の意見も踏まえ、利便性の向上につながる手法を検討します。	子ども保育課

《 今後の方向性 》

一時預かり事業 (幼稚園型 I)

保育の受け皿としての活用が期待できるため、就労している人でも幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）を利用しやすいように、預かり時間の延長や長期休業中における預かりの拡充に向け、取り組んでいきます。

一時預かり事業 (一般型)

- ニーズを踏まえた必要量を確保するため、当該事業の利用実態の把握を行います。
- 幼稚園や保育園等に在籍しておらず、短時間利用など一時的な預かりを必要とする人が、必要なときに利用できるよう、事業者に対し、きめ細やかな制度の周知を行うなど事業の普及を図り、令和4年度を目途に、利用実態を踏まえた適切な量の確保を目指します。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	233,309	230,051	226,203	223,589	226,200
幼稚園型 I	190,120	186,745	183,181	180,981	183,484
一般型	43,189	43,306	43,022	42,608	42,716
確保方策 (B)	249,028	331,199	352,134	353,349	354,564
幼稚園型 I	236,925	301,806	305,451	306,666	307,881
一般型	12,103	29,393	46,683	46,683	46,683
過不足 (B) - (A)	15,719	101,148	125,931	129,760	128,364
幼稚園型 I	46,805	115,061	122,270	125,685	124,397
一般型	▲31,086	▲13,913	3,661	4,075	3,967

※幼稚園型 I の確保方策の増加分は、教育・保育施設等の整備事業の 2 号認定の確保方策として見込んだ分です。

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
19	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できないときに、医療機関や保育所等に預けることができるよう、量の見込みに対応した必要な整備を行います。	子ども保育課

《 今後の方向性 》

令和4年度を目途に、地域的な偏りを考慮した上で、現状の確保量と同程度の量の確保を目指します。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	5,757	5,733	5,681	5,625	5,571
確保方策（B）	2,920	2,920	5,840	5,840	5,840
過不足（B）－（A）	▲2,837	▲2,813	159	215	269

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
20	ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（利用会員）と、援助を行うことを希望する人（援助会員）が、必要ときに相互援助活動を実施できる体制を確保します。	子ども保育課
21	★ファミリー・サポート・センターの利用促進	利用に関する手続の見直し等による利便性の向上や広報紙以外の手段を活用した事業の周知など、さまざまな手法を検討し、利用促進につながる取組みを展開します。	子ども保育課

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	2,834	2,811	2,782	2,753	2,708
確保方策（B）	3,877	3,877	3,877	3,877	3,877
過不足（B）－（A）	1,043	1,066	1,095	1,124	1,169

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
22	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の出張や冠婚葬祭、疾病等の理由により、子どもの養育ができない家庭が、宿泊を伴う預かりを一時的に利用できるよう、利用ニーズを見極めながら、必要な受け皿を確保します。	子ども福祉課 (子ども相談センター)

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	146	149	150	149	148
確保方策(B)	150	150	150	150	150
過不足(B)-(A)	4	1	0	1	2

※預かりは、市内の乳児院で行います。

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
23	利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦からの困りごと等の相談のほか、幼稚園・保育所等の施設や地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択できるように、関係機関と連携し、情報の提供や支援の紹介等を行える体制を確保します。	子ども保育課 母子保健課

《 今後の方向性 》

子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない支援を実施する上での中核事業の一つとして、母子保健施策等と連携を図りながら、事業を展開していきます。

単位：箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策(B)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
過不足(B)-(A)	0	0	0	0	0

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
24	地域子育て支援拠点事業	子ども支援センターすてっぷ2 1大和田等で、乳幼児とその保護者などの親子交流を図るとともに、子育ての相談や情報提供等を実施するほか、子育てを地域で支える取組を実施します。	子ども保育課

《 今後の方向性 》

子育て世代包括支援センターと連携を図るとともに、市民ニーズや保育需要を踏まえつつ、当該事業の今後のあり方を検討していきます。

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	45,835	46,986	47,296	46,956	46,535
確保方策（B）	60,650	60,650	60,650	60,650	60,650
過不足（B）-（A）	14,815	13,664	13,354	13,694	14,115

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
25	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭に対し、子育て等に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行うため、市の保健師及び母子保健推進員等が、全ての家庭を訪問します。	母子保健課

《 今後の方向性 》

子育て世代包括支援センターにおける包括的な支援やサービスの一つとして、事業を推進していきます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,509	1,512	1,512	1,500	1,480
確保方策（B）	1,509	1,512	1,512	1,500	1,480
	実施体制：母子保健推進員51人、保健師14人、そのほか非常勤保健師、非常勤助産師で対応				
過不足（B）-（A）	0	0	0	0	0

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
26	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が特に必要と認められる家庭を訪問し、その養育が適切に行われるよう、指導、助言等を行っていくため、量の見込みに対応する適切な養育支援の実施を確保します。	母子保健課

《 今後の方向性 》

子育て世代包括支援センターにおける包括的な支援の一つとして事業を推進するとともに、八千代市子ども家庭総合支援拠点や庁内関係部局、児童相談所等の関係機関と連携し、子育て支援施策等と調整を図った上で、より効果的な支援につなげていきます。

《 八千代市要保護児童対策地域協議会による要保護児童等に対する支援（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業） 》

養育支援訪問事業等により把握した複合的な要因等で子育てが困難な状況にある家庭に対し、要保護児童対策地域協議会において、関係機関等と情報共有を行い、連携を図ることで、家庭の状況等に合った適切な支援を行っていきます。

なお、要保護児童対策地域協議会の機能強化等については、81ページの基本目標Ⅲ（4）「児童虐待の早期発見から再発防止」に掲載しています。

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	311	311	309	306	307
確保方策（B）	311	311	309	306	307
	実施体制：子育て支援専門員（心理士）1人、保健師16人、そのほか栄養士、歯科衛生士等に対応				
過不足（B）－（A）	0	0	0	0	0

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
27	妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施します。	母子保健課

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	21,126	21,168	21,168	21,000	20,720
確保方策（B）	21,126	21,168	21,168	21,000	20,720
	実施場所：委託医療機関 実施体制：委託医療機関において通年で実施 検査項目：基本的な妊婦健康診査（診察、計測、血圧、尿化学検査、保健指導）のほか、血液検査、超音波検査、子宮頸がん検診等 実施時期：妊娠期間中に14回				
過不足（B）－（A）	0	0	0	0	0

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
28	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	教育・保育事業等に株式会社などの多様な事業者が新規参入できるよう、新規参入施設等に対し、事業開始前後における事業運営等に関する相談・助言を行うほか、子どもへの対応等に関する実地支援等に努めます。 また、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助します。	子ども保育課

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
29	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の所得状況等を勘案して、保護者が幼稚園へ支払う副食材料費の実費徴収費用について補助を行います。	子ども保育課

《 今後の方向性 》

国や他市等の動向を注視しながら、実費徴収に係る補足給付内容等を検討していきます。

施策の方向（２）母子の健康づくりの推進

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、各種健診や訪問指導等の実施、相談体制の充実を通じて、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行うことにより、親子の健康増進を図ります。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
30	乳幼児健康診査（内科・歯科）の実施	乳幼児に対して健康診査を通じ、健康の保持増進を図るとともに、適切な支援、療育への援助を行います。	母子保健課

（妊婦健康診査事業）

基本目標Ⅱ（１）「地域子ども・子育て支援事業」に掲載（70ページ）

～ 関連計画で推進する取り組み ～

《八千代市第2次健康まちづくりプラン》

子どもの心身の健康づくりに関するものは、当該計画に基づき取り組まれています。

施策の方向（3）子育ての情報提供の充実

子育てに関する情報をきめ細かく提供するために、メール配信や子育て情報サイトなどのさまざまな媒体を活用し、見やすさと分かりやすさに配慮した情報を発信し、子育て中の家庭が必要な情報を入手しやすい環境を整備します。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
31	★充実した子育て情報の提供	幼稚園や保育園に関する情報のほか、子育てに関するあらゆる情報を市の子育て情報サイト「ここに☆元気」に集約するとともに、見やすさと分かりやすさに配慮した上で、充実した情報の提供を行っていきます。	子ども部各課
32	★子育て情報のメール配信	市が主催するものにかかわらず、子どもや子育てに関するさまざまな情報をあらかじめ登録した人にメールで配信する手段を確立し、関係各課が協働しながら、子育てに役立つ情報を積極的に配信していきます。	子ども部各課

施策の方向（４）子どもの遊び場などの居場所づくり・・・

すべての子どもに自分らしく過ごせる居場所を提供できるよう、多種多様な居場所の充実に努めます。

【放課後子ども教室の目標事業量及び実施計画】

No.	事業名	事業概要	担当課
33	★放課後子ども教室の整備	令和5年度末までに、全ての小学校において放課後子ども教室の実施を目指します。 また、その中で、実施が可能な学校から、学童保育所との一体型に取り組んでいきます。	子育て支援課

一体型：同一の小学校内等で学童保育所と放課後子ども教室の両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の取り組みに参加できることをいいます。

（市全域）

	令和元年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施校数	6校	7校	10校	15校	22校	22校

《実施方針》

実施する学校の選定については、学校や地域の関係者を主体とした運営委員会において、学校施設の使用計画や活用状況、余裕教室の有無等について十分協議し、決定します。

《放課後子ども教室の実施に向けた主な取り組み》

小学校の余裕教室等の具体的な活用

運営委員会を活用し、各学校で利用できる余裕教室がないか協議していくほか、次のようなスペースの利用についても検討し、放課後子ども教室の普及を図ります。

- 既に活用されている余裕教室（多様化した学習や指導方法に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の活動のためのスペース等）の一時的な利用
- 学校の図書室や音楽室といった特別教室のほか、体育館、校庭等のスペースの一時的な利用

学童保育所との一体的な実施に向けた方策

学童保育所に通う児童が放課後子ども教室に参加するための具体的な連携方法等について、両事業者が放課後子ども教室の開設前から定期的に協議を実施します。

教育委員会との具体的な連携

学童保育所と放課後子ども教室の実施等について協議を行う運営委員会やその他協議の場に、教育委員会や学校関係者を加えることで、共通理解と情報共有を深め、関係者間で緊密な連携・協力を図ります。

【その他の主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
34	★長期休業中の児童の居場所づくり	関係部局と連携し、学童保育所や放課後子ども教室等を活用するなど、夏休みなどの長期休業中の児童の居場所の確保に努めます。	子育て支援課
35	★多様な子どもの居場所づくり	学童保育や放課後子ども教室のほか、子どもの居場所として、公共施設や地域の空きスペースを活用するなど様々な手法を検討し、乳幼児親子や児童が自由に過ごせる児童館又はこれに類するような施設の設置に努めます。	子育て支援課
36	★都市公園の充実	子どもの居場所や遊び場の拠点の一つとして、子どもが楽しめるように、開発行為に伴う公園整備の際には、事業者に対し、幼児のボール遊びができるスペースや魅力ある遊具の配置に配慮を求めするなど、子どもの視点に立った公園づくりに努めます。	公園緑地課

施策の方向（５）子ども医療の継続・・・・・・・・

子どもやその保護者が安心・安全に過ごせるよう、医療費の経済的支援を行うとともに、引き続き、夜間・休日の救急医療体制の維持に努めます。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
37	子ども医療費の助成	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、0歳から中学生までの子どもの医療費の全部または一部を助成します。	子ども福祉課
38	★小児救急医療体制の維持	夜間や休日に子どもの具合が急に悪くなったときに必要な医療が受けられるよう小児救急医療体制の維持に努め、安心して子どもを育てることができるよう支援します。	健康福祉課

施策の方向（6）子育て相談支援と交流事業の充実・・・・・・・・

保護者の育児不安などの軽減を図るため、相談体制を充実するとともに、地域子育て支援拠点事業と連携し、親子のふれあいや、交流の機会の充実を図ります。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
39	★子育て世代包括支援センターでの包括的な支援の実施	母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠・出産・子育てに関する包括的な相談支援を行います。また、利用者が適切な支援やサービスにつながるよう必要な支援の調整や子ども家庭総合支援拠点などの関係機関と連絡調整を行い、妊娠期から乳幼児期まで切れ目ない支援を実施します。	子ども保育課 (地域子育て支援センター) 母子保健課 子ども福祉課 (子ども相談センター)
40	★子ども家庭総合支援拠点の充実	児童虐待のほか、子育てに関するあらゆる悩みや困り事などの総合相談窓口として、18歳未満の子どもとその家庭（妊産婦含む）に対し、関係機関と連携を図りながら、充実した支援を行います。	子ども福祉課 (子ども相談センター)
41	地域子育て支援ネットワーク事業の推進	「地域子育て支援センター」を拠点に、母子保健事業と子育て支援事業を連携させた各種事業を展開するため、市民や関係機関とネットワーク化を図り、妊娠から出産、乳幼児期まで切れ目ない支援を行います。	子ども保育課 (地域子育て支援センター) 母子保健課
42	妊娠期から子育て期の交流の機会の充実	子育ての孤立化の防止や子育て不安の解消を図るとともに、養育支援に必要な家庭の早期発見のため、妊娠期の教室や赤ちゃん広場などの交流や講座等を実施し、乳幼児の親子が地域でつながることができるよう交流の機会を設けます。	子ども保育課 (地域子育て支援センター) 母子保健課

（障害や発達に関する相談）

基本目標Ⅲ（１）「障害のある子どもとその家庭への支援」に掲載（78ページ）

（障害のある子どもの保護者同士の交流）

基本目標Ⅲ（１）「障害のある子どもとその家庭への支援」に掲載（78ページ）

（虐待に対する相談）

基本目標Ⅲ（４）「児童虐待の発生予防と再発防止」に掲載（81ページ）

（外国籍の親に対する相談）

基本目標Ⅲ（５）「外国籍の子どもや親への支援」に掲載（82ページ）

～ 関連計画で推進する取り組み ～

《男女共同参画プラン》

男女共同の子育てやワーク・ライフ・バランスの意識啓発などは、当該計画で推進されています。

施策の方向（7）子育て家庭の経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的負担を軽減するために、各種の助成や給付など、子育て家庭への経済的支援を行います。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
43	母子・父子・寡婦等への手当の支給	母子・父子家庭及び寡婦等に対して、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費等助成金等の支給を行い、生活の安定と向上を図ります。	子ども福祉課
44	母子・父子家庭への自立支援給付金の支給	母子・父子家庭の就労のための資格取得等を支援するため、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金を支給します。	子ども福祉課
45	児童手当の支給	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、児童手当法に基づき、児童手当を支給します。	子ども福祉課
46	特別児童扶養手当の支給	在宅で20歳未満の重度の心身障害児を監護している保護者に特別児童扶養手当を支給します。	障害者支援課
47	障害児福祉手当の支給	重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を要する20歳未満の心身障害児に障害児福祉手当を支給します。	障害者支援課
48	心身障害児福祉手当の支給	20歳未満の心身障害児の保護者に心身障害児福祉手当を支給します。	障害者支援課

基本目標Ⅲ

さまざまな子どもや家庭への支援を充実します。

施策の方向（１）障害のある子どもとその家庭への支援・・・

心身に障害のある子どもが地域で安心して暮らせるように、保健・医療・福祉・教育の各分野が連携し、適切な支援を行います。

また、発達が気になる子どもを早期に発見し、支援が必要な子どもに適切なサービスを提供できるよう、相談や連携体制を整えます。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
49	障害を抱える子ども及び家庭への支援	関係機関との連携強化を図り、各種障害福祉サービス等の給付など、障害を抱える子ども及び家庭に対する支援を行います。	障害者支援課
50	児童発達支援センター機能等の充実	児童発達支援センターと「ことばと発達の相談室」を統合し、障害のある子どもやその家庭への相談支援の充実を図るとともに、発達に支援が必要な子どもを対象とした療育の充実を図ります。	障害者支援課 (児童発達支援センター)
51	関係機関の連携による障害児支援の充実	児童発達支援センターにおける巡回施設支援や外来相談などの周知を図るとともに、関係機関との連携による障害児支援の充実を図ります。	障害者支援課 (児童発達支援センター)
52	★医療的ケアを要する園児の受入体制の構築	医療的ケアを必要としている子どもの教育・保育の機会の確保に向けて、ニーズや地域資源の現状を踏まえた上で、保健、医療、福祉、教育等の関係者と連携を図り、必要な人員を確保するなど円滑な受入体制の構築を目指します。	子ども保育課
53	★発達に課題のある園児への支援	発達に課題のある園児を早期に発見し、適切な療育につなげていくため、研修等を通じて保育職員の資質の向上を図るとともに、児童発達支援センターなどの関係機関と連携を図りながら、定期的に巡回指導を活用していきます。	子ども保育課 (保育園)
54	保護者同士の交流や学習の支援	障害のある子どもや発達に支援が必要な子どもの保護者同士の交流や学習を支援します。	障害者支援課 (児童発達支援センター)
55	就学相談の実施 (就学前児童)	障害のある子どもや発達に支援が必要な子どもの小学校への就学にあたり、関係機関と連携を図りながら、きめ細かな相談支援を行います。	障害者支援課 (児童発達支援センター)
56	就学相談の実施 (児童・生徒)	障害のある児童・生徒や発達が気になる児童・生徒の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、きめ細かな就学相談を行い、一貫した支援に努めます。	指導課
57	特別支援教育の充実	個別の教育支援計画等の作成や特別支援教育に関する研修を行うことで、教員の専門性を高めるなど障害のある児童・生徒や家庭への支援体制の充実を図ります。また、障害のある児童・生徒とさまざまな人達との交流を推進します。	指導課 (学校)

(手当等の給付関係)

基本目標Ⅱ(7)「子育て家庭の経済的負担の軽減」に掲載(77ページ)

～ 関連計画で推進する取り組み ～

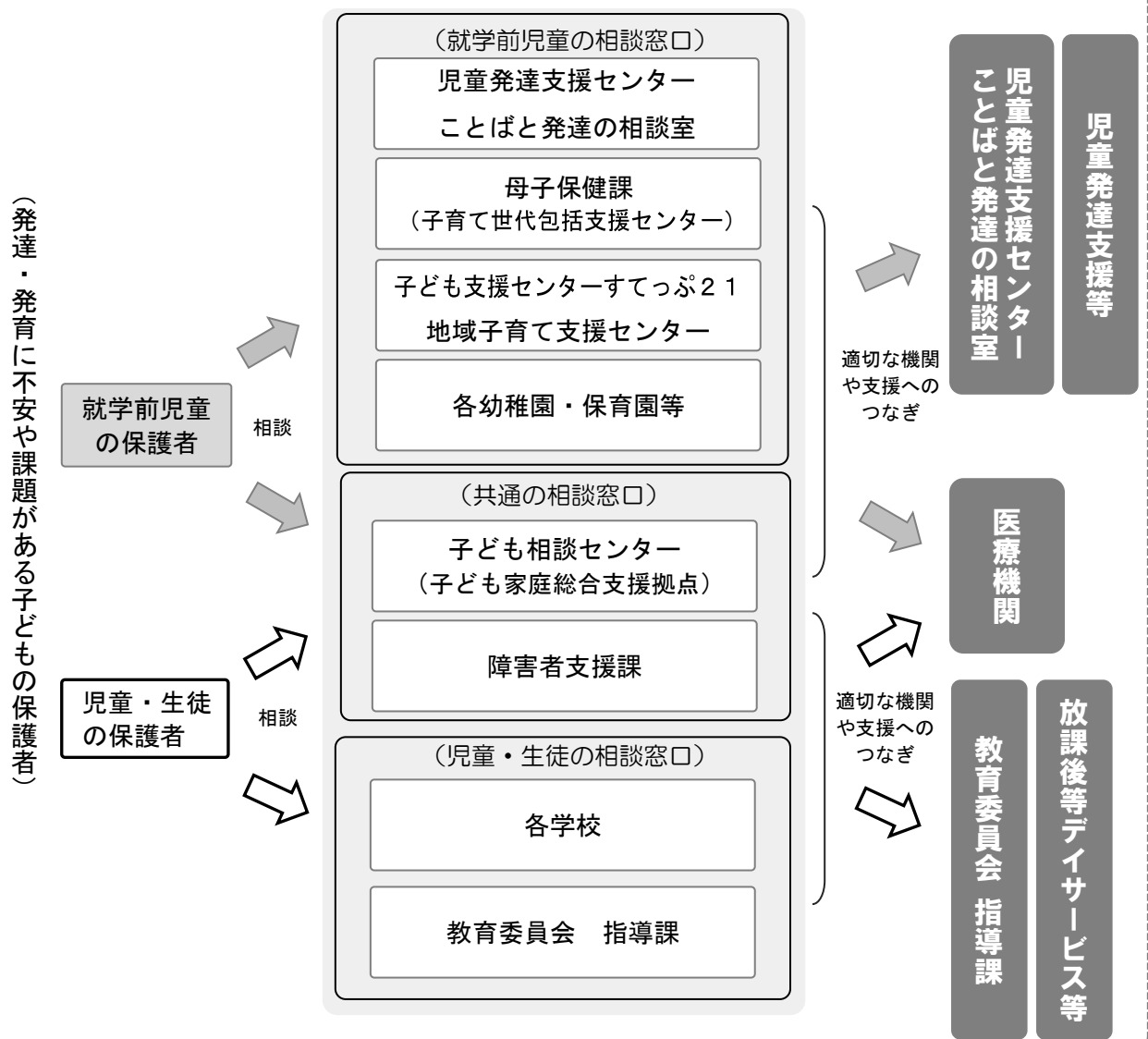
《第4次障害者計画》

日中一時支援事業等のレスパイトサービスや日常生活用具費の支給、放課後等デイサービスなどの障害福祉サービスに関する事業については、当該計画に基づき取り組まれています。

◆ 子どもの発達・発育に係る相談窓口 ◆

八千代市では、発達・発育に不安や課題がある子どもの相談について、各種相談窓口と関係機関が連携し、どの相談窓口で相談しても適切な機関や支援へとつながるよう体制を整えています。

ただし、就学前児童と児童・生徒では、相談窓口が異なります。



施策の方向（２）ひとり親家庭への支援・・・・・・・・

ひとり親家庭の生活の安定と自立のため、関係機関と連携しながら、就業に向けた支援を行うとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援、日常生活支援の充実に努めます。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
58	保育園や学童保育所の優先利用の検討	ひとり親家庭の保育の必要性の認定において、優先利用などを検討し、ひとり親家庭の就労等を支援します。	子育て支援課 子ども保育課
59	ひとり親家庭への相談支援	母子・父子自立支援員が、生活、子育て、就労等の相談に対し、関係機関と連携し支援します。	子ども福祉課
60	ひとり親家庭への日常生活支援	ひとり親家庭の保護者に臨時的な仕事が入った時など、家庭生活支援員が、子どもの保育をはじめとした日常生活を支援します。	子ども福祉課

(手当等の給付関係)

基本目標Ⅱ（７）「子育て家庭の経済的負担の軽減」に掲載（７７ページ）

施策の方向（３）生活困窮家庭への支援・・・・・・・・

子どもを貧困の連鎖から断ち切り、家庭の状況に左右されることなく、将来の自立した生活を確保するため、すべての子どもの学びが保障されるよう、支援を行います。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
61	★子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯等の子どもに対し、学習意欲の向上、社会性の育成、将来設計の支援を実施し、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを行います。 また、保護者に対する生活相談、学習に関する相談、子どもの進路や奨学金等の相談や情報提供を行います。	健康福祉課 (福祉総合相談室)
62	就学困難な児童・生徒への学用品等の援助	就学困難な児童・生徒の学用品費等を扶助することにより、就学の援助を図ります。	学務課
63	就学困難な児童・生徒への給食費等の援助	要保護及び準要保護児童・生徒に対する医療費を助成します。また、準要保護児童・生徒に対する給食費の助成を行います。	保健体育課

施策の方向（４）児童虐待の早期発見から再発防止・・・・・・・・

虐待対応を含む支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報共有を図るとともに、それぞれが持つ機能を十分に発揮することで、適切な支援を提供できるよう、各機関の連携と機能の強化を図ります。

また、虐待の早期発見、早期対応のために、子どもに関わる機関や地域に対し、児童虐待防止の啓発活動を行います。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
64	要保護児童対策地域協議会の機能強化	要保護児童対策地域協議会を活用した機関連携の仕組みと調整機関の機能強化に努めます。	子ども福祉課 (子ども相談センター)
65	虐待に対する相談援助体制の充実強化	虐待に関する相談支援や対応が円滑に実施できるよう、職員の専門性を高めるための研修等の工夫を図るなど、虐待の相談援助体制の充実強化を図ります。 また、相談に係る人員及び組織体制を実情に合わせて検討し、整備します。	子ども福祉課 (子ども相談センター)
66	虐待防止対策	児童虐待の背景には、養育者の心身の状態、経済問題、子どもの特性など、様々な要因があることを踏まえ、実情の把握と適切な対応、有効な社会資源につなげ、調整するなどソーシャルワークを行います。 妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援を進める「子育て世代包括支援センター」などの相談窓口との連携により、虐待の未然防止や早期発見を図ります。 また、具体的に体罰・暴言に頼らない対応について、子育て講座などを開催し虐待防止に取り組みます。	子ども福祉課 (子ども相談センター)
67	虐待予防の広報・啓発の充実	市の広報紙やポスター・リーフレット等により、虐待の防止や早期発見に関する広報・啓発を進めます。	子ども福祉課 (子ども相談センター)

(養育支援訪問事業)

基本目標Ⅱ（１）「地域子ども・子育て支援事業」に掲載（６６ページ）

施策の方向（５）外国籍の子どもや親への支援・・・・・・・・

言葉や文化の違いからくる問題を解決し、外国籍の子どもや親が、安心して学校生活や日常生活を送れるよう、必要な情報の提供や相談等の支援を行います。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
68	★外国籍の親子に対する子育てに必要な情報提供	生活に役立つ情報の多言語化に努めるとともに、関係部署と連携し、メールなどによる情報配信を行います。 また、小・中学校の新1年生となる外国籍の親子に対し、学校制度の説明や学校生活に必要な情報の提供を行います。	シティプロモーション課
69	★外国籍の親子に対する子育てに必要な相談支援	多文化交流センターにおいて、幼稚園や保育園等の利用手続きなどに関する補助や、学校生活をしていく中で必要となる情報の説明を行うなど、外国籍の保護者に対し、相談支援を行っていきます。	シティプロモーション課
70	外国籍の児童・生徒への学習面の支援	外国語が堪能な教育相談員が、外国籍の児童・生徒の学習を支援します。	指導課 (学校)
71	外国籍の児童・生徒への日常生活等の支援	外国語が堪能な教育相談員が、外国籍の児童・生徒の日常生活及び学校生活を支援します。	指導課 (学校)

A decorative graphic consisting of several overlapping circles in various shades of gray, positioned to the left of the chapter title.

第5章 計画の推進

1 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

子ども・子育て支援法に基づく各種施策の実施にあたっては、以下の事項に留意して推進します。

(1) 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進・・・・・・・・



保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けられる認定こども園の普及に向けて、各事業所の意向を確認しながら、幼稚園等の既存施設の認定こども園への移行を推進し、幼児期における教育・保育の一体的な提供及び推進に努めます。

(2) 幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方について・・

基本目標1(3)「教育・保育の質の向上」で示した方向性に基づき、幼児の発達や学びの連続性が保障されるよう、幼稚園や保育園等と小学校との円滑な接続に努めます。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保・・・・・・・・

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園や保育園等の利用料に対する給付として「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この新たな給付の円滑な実施を確保していくため、引き続き、当該制度の周知を行っていくほか、対象となる施設に対し、制度の概要や必要となる事務手続き等について、きめ細やかな支援や助言を行っていきます。

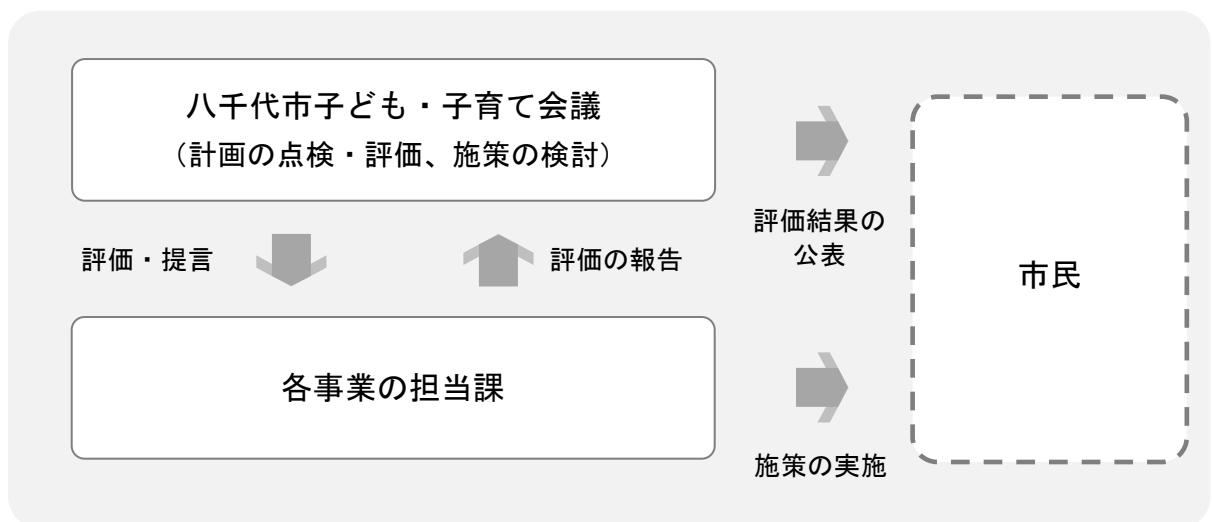
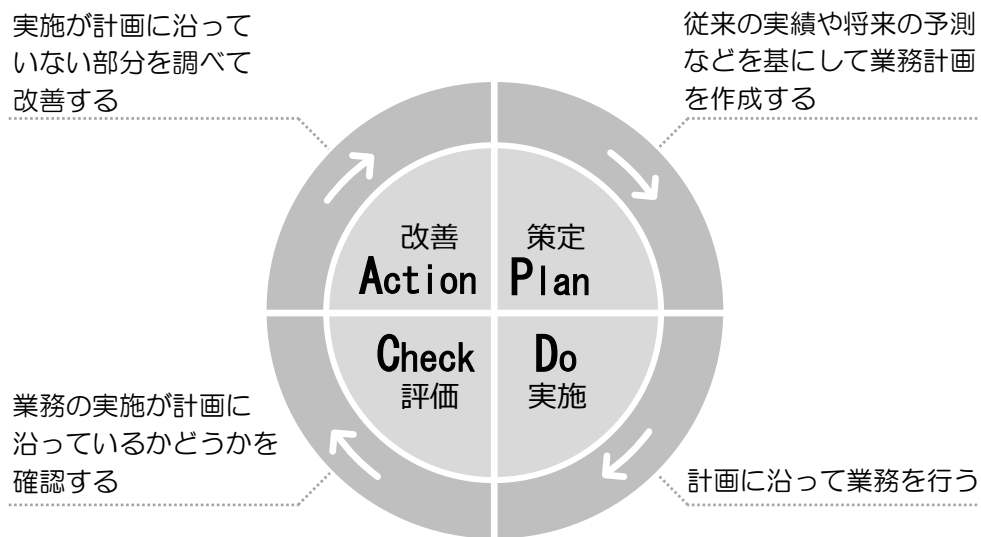
2 計画の進捗管理と推進体制

(1) 計画の進捗管理

本計画は、PDCA サイクルに基づき、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を公表します。

また、点検・評価にあたっては、毎年度、各事業の担当課で、施策の実施状況についての評価を行い、さらにその評価結果を「八千代市子ども・子育て会議」において、点検、評価することで、適切な進行管理を行います。

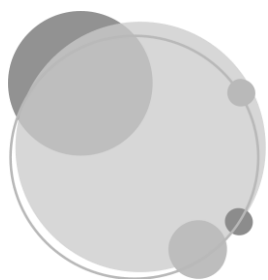
PDCAサイクルのイメージ



(2) 地域社会との協働・・・・・・・・

本計画を推進し、すべての子どもが健やかに育ち、誰もが子育てしたいと思うまちを実現していくためには、行政組織だけでなく、地域住民やボランティア、民間企業等の地域社会との連携、そして、協働と参画が必要です。

そのため、施策を展開していく中で、地域との交流の機会を捉え、子育てへの理解を深める啓発を行っていくとともに、地域社会に対して積極的に情報提供を行い、参画を求めていくことで、子どもや子育てを地域社会全体で支える機運を醸成していきます。



資料編

年月日	主な内容
平成30年12月14日	平成30年度第2回八千代市子ども・子育て会議 ・第二期八千代市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について
平成31年1月7日～2月1日	八千代市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）の実施 調査目的：教育・保育等の利用希望の把握や子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析し、次期計画の基礎資料とするために実施 調査対象：就学前児童保護者・就学児童保護者を無作為抽出 配布数：就学前児童 2,500通 就学児童 1,500通 回収数（回収率）：就学前児童 1,659通（66.4%） 就学児童 986通（65.7%）
平成31年3月22日	平成30年度第3回八千代市子ども・子育て会議 ・第二期八千代市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の結果について
令和元年6月21日	令和元年度第1回八千代市子ども・子育て会議 ・八千代市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたスケジュールについて ・八千代市の子どもを取り巻く現状
令和元年7月26日	令和元年度第2回八千代市子ども・子育て会議 ・第二期八千代市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた課題について ・第二期八千代市子ども・子育て支援事業計画の体系骨子（案）について ・第二期八千代市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの考え方について
令和元年10月30日	令和元年度第3回八千代市子ども・子育て会議 ・第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画の素案（第1稿）について
令和元年12月20日	令和元年度第4回八千代市子ども・子育て会議 ・第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画の素案（最終稿）について
令和2年1月5日～2月3日	パブリックコメントの実施
令和2年2月21日	令和元年度第5回八千代市子ども・子育て会議 ・第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画の案について

2 八千代市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

No.	区分	所属する団体の名称等	氏名
1	市民	市民公募	笠原 ひとみ
2		市民公募	小森 真由美
3		市民公募	大同 知子
4		市民公募	北村 梨沙
5	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	八千代市民間保育協議会	丸山 純
6		八千代市私立幼稚園協会	石井 篤
7		八千代市認定こども園連盟	藤澤 彩
8		NPO 法人 全国小規模保育協議会	緑川 美穂子
9		八千代市社会福祉協議会	河島 和城
10	学識経験者	東京成徳大学	別府 さおり
11		東京成徳大学	朝比奈 朋子
12		東京家政大学	柿沼 芳枝
13	市長が必要と認める者	八千代市民生委員児童委員協議会連合会	佐藤 小百合
14		八千代商工会議所	田中 宏行
15		八千代市校長会	宍浦 智子

3 地区別人口推計結果

(阿蘇地区)

単位：人

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	77	75	73	71	69
1歳	103	85	83	81	78
2歳	79	108	88	86	84
3歳	104	83	111	91	89
4歳	104	108	86	115	94
5歳	105	106	109	87	115
6歳	106	105	105	108	86
7歳	113	105	104	103	107
8歳	97	113	105	103	103
9歳	101	96	112	104	102
10歳	119	100	95	111	103
11歳	116	118	100	95	111

(村上地区)

単位：人

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	215	210	203	198	192
1歳	185	211	206	198	193
2歳	201	176	202	197	189
3歳	222	191	167	191	186
4歳	202	214	183	159	183
5歳	215	199	210	179	156
6歳	244	206	191	202	172
7歳	233	238	201	187	196
8歳	240	231	236	199	185
9歳	250	237	228	234	196
10歳	243	245	234	225	231
11歳	276	242	245	234	224

(睦地区)

単位：人

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	67	65	62	60	58
1歳	46	63	61	59	56
2歳	59	42	57	55	52
3歳	58	56	40	54	53
4歳	54	50	50	35	48
5歳	46	50	47	47	33
6歳	51	44	49	45	46
7歳	42	47	41	44	42
8歳	54	39	44	39	41
9歳	50	53	38	43	38
10歳	46	48	51	36	41
11歳	61	44	46	49	35

(大和田地区)

単位：人

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	372	363	355	347	336
1歳	337	370	361	352	344
2歳	350	325	357	347	339
3歳	354	339	313	345	335
4歳	396	341	327	300	332
5歳	377	383	329	315	289
6歳	409	373	378	325	311
7歳	470	406	369	373	321
8歳	468	472	408	370	374
9歳	510	467	470	406	368
10歳	564	512	468	471	407
11歳	538	565	511	467	470

(高津・緑が丘地区)

単位：人

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	453	467	487	497	503
1歳	545	523	537	551	562
2歳	533	590	571	577	592
3歳	561	571	632	605	611
4歳	586	593	601	654	629
5歳	535	615	622	622	674
6歳	484	566	648	647	643
7歳	530	513	595	670	668
8歳	470	548	528	603	678
9歳	501	489	567	537	614
10歳	523	516	503	572	541
11歳	496	539	529	506	576

(八千代台地区)

単位：人

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	240	247	248	245	241
1歳	243	258	257	257	254
2歳	216	242	252	251	250
3歳	263	220	237	247	246
4歳	239	264	215	230	240
5歳	283	247	264	214	228
6歳	257	288	242	259	210
7歳	265	266	287	241	258
8歳	271	274	267	288	241
9歳	262	278	273	265	286
10歳	252	268	276	270	264
11歳	255	262	271	279	272

(勝田台地区)

単位：人

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	85	85	84	82	81
1歳	97	89	89	88	85
2歳	76	100	92	92	91
3歳	102	82	104	98	97
4歳	111	103	82	104	98
5歳	97	110	102	81	103
6歳	104	103	116	106	85
7歳	102	103	102	116	105
8歳	106	102	104	102	117
9歳	108	106	102	104	102
10歳	128	109	107	103	105
11歳	138	130	111	109	105

※小数点以下の四捨五入により、各地区の合計と全市の数値が一致しない場合があります。

用語	解説
アルファベット	
P D C Aサイクル	マネジメントサイクルの一つで、Plan (計画) →Do (実施) →Check (評価) →Act (改善) のプロセスを順に実施し、継続的な業務改善活動を推進していくシステムのことです。最後の Act (改善) では Check (評価) の結果を次の Plan (計画) に反映することにより、システムを循環させていきます。

数字		
1号認定 2号認定 3号認定	確認を受けた幼稚園や保育園、認定こども園等を利用するには、市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。当該認定は、子どもの年齢や親の就労等による保育の必要性に応じて、1号から3号認定まで3つの区分があります。	
	認定区分	対象
	1号認定	満3歳以上で、教育を希望する子ども
	2号認定	満3歳以上で、保育の必要性がある子ども
	3号認定	満3歳未満で、保育の必要性がある子ども
		利用施設
		幼稚園・認定こども園
		保育園・認定こども園等
		保育園・認定こども園等

あ行	
一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	幼稚園や認定こども園の在園児を、通常の就園時間（おおむね9時～14時）の前後や土曜日などに預かる事業です。
一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	保育を必要とする2歳児（3号認定）の受け皿として、幼稚園で定期的に預かりを行う事業です。
一時預かり事業（一般型）	幼稚園や保育園、認定こども園等に在籍していない0～5歳までの子どもを、保護者の事情により一時的に家庭で保育ができないとき、幼稚園や保育園、認定こども園で預かる事業です。

か行	
確認を受けない幼稚園 (確認を受けた幼稚園)	施設型給付費(国・県・市がそれぞれ定められた割合で施設に支給する運営費)を支給する施設として、市が条例で定める基準を満たしていると確認した幼稚園を「確認を受けた幼稚園」と言い、令和2年4月現在で八千代市には1園あります。 また、施設型給付費を受けずに県の私学助成(財政支援)を受けて運営する幼稚園を「確認を受けない幼稚園」と言います。
確保方策	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(需要量)に対応する必要な定員数などの供給量です。
企業主導型保育事業	平成28年度に内閣府によって創設され、企業が従業員の子どもの保育するために設置する保育施設で、八千代市には、令和2年4月現在で7施設があります。企業が単独または複数の企業と共同で設置する形態や、保育事業者に委託して運営する形態があり、国の助成を受けて運営され、施設の中には、従業員の子どものみだけでなく、地域の子どもの受け入れる施設もあります。
基本指針	子ども・子育て支援法第60条の規定により、国が定める子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針です。主な内容は、子ども・子育て支援の意義、地方自治体の事業計画の作成指針等に関する事項です。
子育て安心プラン	待機児童の解消に向け、平成30年度から令和2年度末までに女性就業率80%に対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備していくため、保育の受け皿の拡大や人材の確保など6つの支援パッケージを柱として、平成29年6月に国が策定したプランです。
子育て世代包括支援センター	利用者支援事業などの子育て支援施策や乳幼児健診などの母子保健施策を一体的に提供できるように相談支援を行うほか、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療機関等との連絡調整を行い、妊娠から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うことを目的としています。 実施方法は、ワンストップ拠点を整備する方法や、子育て支援窓口と母子保健窓口等が緊密に連携して実施する方法などがあります。
子ども・子育て支援法	平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」の一つで、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として定められた法律です。子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化した新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るものです。

さ行	
支援単位	学童保育所における1支援単位で構成する子どもの数は、おおむね40人以下で、大体1教室を目安としています。
次世代育成支援対策推進法	平成15年7月に成立し、急速に進む少子化の流れを食い止め、子どもが健康に生まれ育つ環境を整備することを目的に、仕事と子育てを両立できる環境の整備や地方公共団体等の行動計画の策定を定めた法律です。(令和6年度までの時限立法)
実費徴収	教育・保育を提供する標準的な費用として、国が定める公定価格から算定した施設型給付費等(運営費)で賄うことができない費用(制服や園外活動の費用等)について、保育園等の事業者が、保護者の同意を得た上で、直接実費で徴収する費用です。
児童発達支援	障害のある子どもを通所させ、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
新・放課後子ども総合プラン	次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等の「小1の壁」を打破するため、平成30年9月に国が策定したプランです。このプランでは、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等が盛り込まれています。

た行									
待機児童	入所待ち児童（認可保育所等の利用申込みをしたが、入所できていない児童）から、国の定義に基づき、私的な理由（利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望している場合）などにより、入所できていない児童を除いた数が「待機児童」となります。								
地域型保育事業	<p>市の認可を受けて、19人以下の少人数の単位で、0～2歳までの子どもの保育を行う事業で、次の類型があります。</p> <p><事業類型></p> <table border="1"> <tr> <td>家庭的保育</td> <td>家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。</td> </tr> <tr> <td>小規模保育</td> <td>少人数（定員6人～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。</td> </tr> <tr> <td>居宅訪問型保育</td> <td>障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。</td> </tr> <tr> <td>事業所内保育</td> <td>企業が設置する保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。</td> </tr> </table>	家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。	小規模保育	少人数（定員6人～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。	居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。	事業所内保育	企業が設置する保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。								
小規模保育	少人数（定員6人～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。								
居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。								
事業所内保育	企業が設置する保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。								
地域子育て支援センター	主に地域子育て支援拠点事業を実施する施設で、八千代市では妊娠から出産、子育てまで一貫した子育て支援事業を実施する拠点施設として、市内の5つの公立保育園と2か所の子ども支援センターすてっぷ21を位置付けています。								
地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法第59条で規定する利用者支援事業や一時預かり事業などの13の事業です。子ども・子育て支援事業計画において、それぞれの事業の量の見込みと確保方策を定めます。								
特定教育・保育施設	施設型給付費（国・県・市がそれぞれ定められた割合で施設に支給する運営費）を支給する施設として、市が条例で定める基準を満たしていると確認した教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）です。								
特定地域型保育事業	地域型保育給付費（国・県・市がそれぞれ定められた割合で施設に支給する運営費）を支給する施設として、市が条例で定める基準を満たしていると確認した地域型保育事業です。								
特別支援教育	平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、特別支援学校のみならず、全ての学校において、障害のある子どもの自立や社会参加に向けた必要な力を培うため、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。								

な行	
認定こども園	幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、教育と保育が一体的となった施設です。保護者の就労等により保育を必要とする0～5歳の子どもと、保育を必要としない3～5歳の子ども（保護者が就労していない子ども）を預かります。

は行	
放課後子ども教室	小学校の余裕教室等を活用し、すべての児童を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得ながら、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を推進する事業です。

や行	
幼稚園の預かり保育	一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）と同様に、幼稚園の在園児を、通常の就園時間の前後等に預かる事業ですが、一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）は市からの補助金で運営されているのに対し、幼稚園の預かり保育は、千葉県の私立学校経常費補助金を活用し運用されている事業になります。
要保護児童対策地域協議会	要保護児童（虐待を受けた子ども等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行います。

ら行							
利用者支援事業（基本型、特定型、母子保健型）	<p>子育て家庭及び妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健医療等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談や情報提供、助言等の必要な支援を行う事業です。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>基本型</td> <td>地域子育て支援拠点などの身近な場所で、専任職員が保育所への入所や各種の子育て支援に関する相談支援を行うほか、利用者が必要な支援につながるよう関係機関との連絡調整等を行います。</td> </tr> <tr> <td>特定型</td> <td>主として市の窓口で、専任職員が保育所への入所や各種の子育て支援に関する相談支援を行います。</td> </tr> <tr> <td>母子保健型</td> <td>主として市の保健センターなどで、保健師等の専門職が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに対する相談支援等を行います。</td> </tr> </tbody> </table>	基本型	地域子育て支援拠点などの身近な場所で、専任職員が保育所への入所や各種の子育て支援に関する相談支援を行うほか、利用者が必要な支援につながるよう関係機関との連絡調整等を行います。	特定型	主として市の窓口で、専任職員が保育所への入所や各種の子育て支援に関する相談支援を行います。	母子保健型	主として市の保健センターなどで、保健師等の専門職が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに対する相談支援等を行います。
基本型	地域子育て支援拠点などの身近な場所で、専任職員が保育所への入所や各種の子育て支援に関する相談支援を行うほか、利用者が必要な支援につながるよう関係機関との連絡調整等を行います。						
特定型	主として市の窓口で、専任職員が保育所への入所や各種の子育て支援に関する相談支援を行います。						
母子保健型	主として市の保健センターなどで、保健師等の専門職が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに対する相談支援等を行います。						
量の見込み	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関して、ニーズ調査や実績値などから推計した今後見込まれる利用者数やサービス量などの需要量です。						
レスパイトサービス	介護を要する高齢者や障害者を一時的に預かって、家族の負担を軽くする援助サービスです。						

第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画

発行日：令和2年3月

発行者：八千代市子ども部子育て支援課

住所：〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田 312-5

TEL：047-483-1151（代）

FAX：047-482-9094